国立国会図書館　タイトル『続共古日録』　請求記号 860-35
ガラス使用

武蔵野会 小石川方面 見學紀行

860-35

續共古日録 九

大正十五年七月十一日小石川方面の史蹟見學を武蔵野会
にて催さるゝと聞きて第一の集合所あり余も不快の為め久しく行かれざりしが
せんとせしが此日は少しく快くなりあり見合せ居たれば午前より伝通院へ出でんと
の章の宅を七ッ過ぎにて出て中野より電車に乗り飯田橋大曲を
経て伝通院へ到りしが今ハ世話人の前一人も見へず唯門をさして大黒天
境内へ入りて見しもこれといふもの無し正観音なる蓮花を持てる立像
の庚申供養塔を見て草鞋あるは不明なれど二三庚申塔あり
大ふかし地蔵尊として石像あり堂前賽銭をもらし又は袋に入れしもの
沢山納めありそれより伝通院へ戻りて源文の到るを待十二三人に
なりし由よし電車通りへ出て福徳豆売所にて砂糖を送り買ひ
に今ハ無しと云ふて小石川は大坂の一を欠くこととなりし蔵司そば

国立国会図書館　タイトル『続共古日録』 請求記号 860-35

ガラス使用

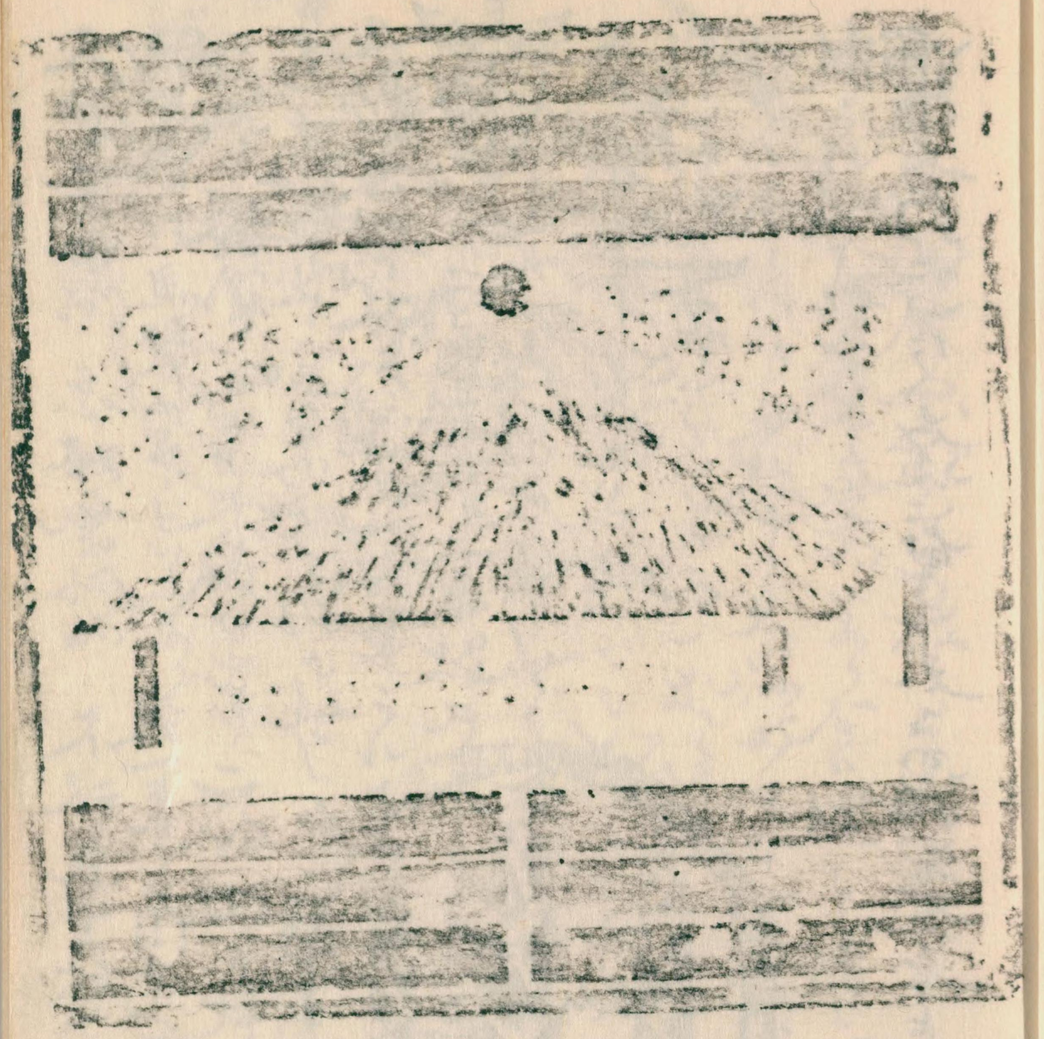

東京市小石川区若林町深光寺之印

国立国会図書館　タイトル『続共古日録』　請求記号 860-35

ガラス使用

苗字

八王子の三太郎の子孫

[illegible]苗字の[illegible]ハ[illegible]苗字の[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ

一九の短冊

三村竹清氏蔵抄一九の短冊
納涼　ふかれたる蚊帳の中凉しさや　たまりし風は　一九
綿絆の網の内にいかで穀ずんとふ白に人々ニの句を
つけたる中に覺え(ご)網の目に吹きくる風はとまらし
ともけられしあり

静岡吉見氏蔵定丸の歌の序文

静岡市両替町に書店を有し居らるる吉見文治氏は
置ふの歌屋なる紀定丸の子孫なり定丸の狂歌に序
廿二首の自筆物を蔵せらる其序文を写す
湛斎男九郎吟のよしにて又三郎二十二首を蔵吟
の何角りあ殿山と個田邊は妾にも又甚ふらを思ひ
おてさしはのこり三十四首をつけよせをくまいらせ
まやと思ひし色よりひと日くと指を折れともまつ
なる七日まで及ぬ日とよりみしもおそろしなれどか
哀しひとさまも覚かいつ舟なる事とはありぬ
三十二首七日七夜と指を折る腰折れ心も曲り形なる理
天保八年五月朔日　紀定丸　敬白

とちめん棒　炊火消具

とあり此の書付をも写すを得て帰りたり
とちめん棒と振るとは言ふ誇あり山家まで橡の実を
粉にして切麦の如くせりに手早く棒まで延しては
麺となるゆゑ極々急なることすこれより何事でも
大急ぎにするをとちめん棒と云ふことあり田舎まで除火
用とて竹の先き一尺ばかりまで米俵の口に蓋をさんだらとふ
もの如き圓形のものをつけこれに水をしめらせ火のこが落

庚申三尸

憲誠亦長巻妖妄自今以後宣厳加禁断如有違犯者五位已上録名奏聞六位以下所司科決但有患禱祀者非在京内者許之とあり これ今より一千一百四十二年前のことなり又如是院年代記 應徳元二月七日 乙丑二京師多淫祀 これ今より八百四十三年のことなり

在所立小祠

迷信を祈せしめ元庚申三尸のことを祈す

三蟲柳宗元の捕蛇者説に見ゆ三尸蟲とは同人の罵尸蟲之の序にも道士言人皆有蟲三處腹中同人隱微失誤日庚申出讒於帝云云とありもと道家の説に本づく太平廣記にも「長生を欲せば先づ三尸を去る三尸は常に月望晦朔を以て天に上り人間の罪過を白し人を人の生を欲し三尸は人の死を欲す」とあり

四谷天王社水盤龍の鑄工

四谷天王社の鄭石自然形の水盤の鑄工龍を寄造せるあり此性なり西村和泉守作とあり年號其他文字なし文化以前と思はる

所銘龍の後の方にあり

西村和泉は元祿年間より明治迄十一代あり四谷須賀神社のは至暦八年に七十六歳にて歿したる三代目なるか四代目なるか今年なるべし五代目は寛政十年に歿し六代目は文化十三年に歿し所なり（書取記の日本鑄工史稿）多分三四代の頃のものと思はる

玉川にやまめといふ魚あり腹部赤き魚なり此魚まど異名を持てるものなりと魚のことを知られる人の花にまれハヤマメはウグヒのことにてウグヒはくき、やまめ、あかうを、あ

やまめ魚

狂詩中の狂詠

茶釜蔓

さち、あかゐ、あかはら、あゐさ、あかつ、いだ、さごうを、まるた、はい、はや、あいさ等の別名あり 右斑魚、鱵、又山水鮭等の字を訓む 物類称呼に鱵 こぐる信州海源の湖水にて。あかうをといふ 桐の箱根にて。あかまらといふ 小なる物をやまめといふ とあり

狂詩まハ皆々思ひゆゑた狂詠があるが狂詩狂文漫語にある

犬ノ咬合ある題まて

椀々椀々亦々椀々又椀々暗夜何足頃不分始終

只聞椀椀椀

檀那山人藝舎集に茶舗夕照なる題まて

留客茶釜蔓自長一盃汲出菓花香遍照近辺名代娘

夕陽斜下葦簾外

天明米價の狂詩

狂詩にある茶釜蔓の如き高れて今ハ無る人も稀なり眞鍮の飾り環まで陽々に蔓の如く輪まなれり釜の取手の処ハ飾りにはめ置くものなり正面よりしれば一ぐ巻形なり

「天明丁未（七年）六月米價一石の價二百錢餘になったぬなと先生の筆端は肝ニ癪山を思ひゆつて大膽に破裂させてある 太平貴響」

咏米

粒々皆辛苦 秕世上窮百文三合外二粥一飯中如豆

總為剩交糠宛似驄何人最買締皆謂米南宮

と云の時よりもなることにて如る咏米を買メ利を得る其愛物の出人にありしとぞ

八王子の三人

武州八王子の人まで名高き三人は魂ハ植田孟縉氏まで

甚書に浅草寺舊蹟考五巻 日光山志 武蔵名所圖會

八王子に似ずる古良謡

玉川向と岡辺古跡古物

等あり第二「富士を見ぬ奴の仇し宴浩教」川柳名ハ義田子といひしと本名をもらす現テハ王子に火平屋といふ尚鬼屋ありこれの先代といふ第三ハ炭燒の三太郎とて十八大通と同様のことありしと

八王子の人聞かれ良謡に

鎌倉街道の飛鳥は羽根が十六目が一ツ

飛鳥のことを云ふのかと

玉川の向ヒが岡村には新田殿の旧家ありと此地に沒地、井田等に古墳七ツありと向岡村殿ヶ谷長尾の不動名は立像にて鍬を下げ居ること年号不明鍬口の古きありと井田は向岸龍井は此ちら岸なり此辺新田の古蹟ありとこそまだよく此辺をもらず心覚に所しなく

遠州中泉地中古陶を出す及雲州不思議地の故事

先年磯部久能氏遠江中泉より来状に

前略 盤田郡新保村中泉より常方西丁道に有りに近傍に周圍一里位の大地と称する用水有る故年末八月のおわりまで堤防破たれば之が修繕に用する土を大地の底より得るの目的まで或る部分を水をほしに変地底面より一尺寸位の下に土器(未だ其数ハ確實にハ分り中さびたが)其の話によれば荷車に三車や四車はあると事種類種々あり尚不思議なるに處々よりあるにあらび荷造が珍しくある様に重り合て何等でも有りこそ

今所土器を見ざるが中泉の地は手長足長の祀られし所在もあり近くまゝ寺もあり古墳もあれば上古神供を撒し地中に祭器を沈しものと考らる出雲風土記秋鹿郡川の部

恵器も此ころの其ころに御器（ミカモノ）能（モヨ）く焼（タ）けたるもの多く有りけるとぞ
時々人溺れ死にき深さを知らず」とぞ恵器の地
底にも中空の火のごとく赤き炎（ホムラ）立ち昇（ノボ）りて桜（サクラ）の
苗（ナエ）舎（ヤ）のごとく見ゆ此時に当（アタ）りて盛（サカ）んに焼（タ）きたる
ものは悉く焼（ヤ）け中に埋（ウヅ）もれたるものは焼（ヤ）けざりき
恵器が活（イ）きものとなりしと思（オモ）ふ（ママ）ありしとぞ
焼（ヤ）けざりしものを掘（ホ）り出（イダ）して焼（ヤ）かんとする志（ココロザシ）
多（オホ）かりしが焼（ヤ）けたるものは悉く砕（クダ）けて盛（サカ）んに焼（タ）きたる
ものは悉く焼（ヤ）けてまゝの形（カタチ）にて埋（ウヅ）もれありしことを
掘（ホ）り出（イダ）して焼（ヤ）かんとするに焼（ヤ）けざりしものは焼（ヤ）けたるもの
数（カズ）のまゝにて埋（ウヅ）もれありしことの古墳（フルツカ）時代に行（オコナ）はれ
故に朋奴（ともやつこ）堂（ドウ）斗（ト）藤宗（トウソウ）と云（イ）ふ人の墓（ハカ）と見（ミ）つらむ

寛永（クワンエイ）の頃（コロ）寿命（ジュミヤウ）の尽（ツ）きをたつる
ひと巻（マ）きものの筆（フデ）さきを
朝廷（テウテイ）堂（ドウ）抜（ヌ）き取（トリ）て
ひと巻（マ）きものの筆（フデ）さきを
朝廷（テウテイ）堂（ドウ）抜（ヌ）き取（トリ）て

河内（カハチ）国（クニ）安彌（アミ）郡（グン）の古墳（コフン）の発見（ハツケン）は明治廿三年（メイジニジウサンネン）の頃（コロ）
彌（アミ）高（タカ）良（ラ）ト文字（モジ）ある瓦（カハラ）の発見（ハツケン）せられし事（コト）有（アリ）
見（ミ）古亀甲獣骨（キコウジウコツ）其（ソノ）上（ウヘ）皆（ミナ）有刻辞（キザミ）
発見（ハツケン）せし此（コノ）古墳（コフン）は安堵（アンド）村（ムラ）の西（ニシ）五（ゴ）
里（リ）の小山（コヤマ）にて湯（ユ）陰（イン）其（ソノ）地（チ）為（タメ）
に武義（ムギ）郡（グン）の解（ゲ）同（ドウ）年（ネン）四（シ）月（ガツ）頃（コロ）
湯（ユ）人（ビト）武義（ムギ）郡（グン）に参（マヰ）り中野（ナカノ）と云（イ）ふ所（トコロ）
に泊（トマ）りて翌（アク）朝（アサ）出（イデ）て見（ミ）るに此（コノ）辺（アタリ）
人々も群（ムラ）がりて沢（サハ）より出（イデ）て草（クサ）にこそ
人（ヒト）とも云（イ）ふ古歌（コカ）を思（オモ）ひ出（イダ）す

国立国会図書館　タイトル『続共古日録』　請求記号 860-35
ガラス使用

るといふ説、武蔵野といふは今の城のあたり南北西に限り
て皆武蔵野といふなり、
もさ野は行とも秋のはてそなきいなる風を来るくらん
と讀る歌を思ふべし。右中野近所の野は古名大野
といふべきにや、北条氏康の詠歌に
武蔵野の大野の原の秋の月草の中野の露にやすらふ
と讀り名所考武蔵野の内古名野原あり宇多野南大野
西續野北小鹿野乾入間野艮
以二年日閑話の説秋夏鶴織先生の武蔵野に
「武蔵野は十郎に跨りて西は秋父根東は海北河肥南は向が岡都
築ヶ原にいたるとなり」と云へり
林道春の丙辰紀行（元和二年丙辰なり）

「名に負ふ武蔵野は月の入べき山もなし」と誠にそこばくの蒼
芥を過て又蒼芥なり此国の稲毛葛西越谷岩築河越
吟巣忍なども皆武蔵野の内まで侍る」
名所方角抄に
「蒲倉より奥州へ下るに先ち武蔵野へ出る之野の初る所ハ
蒲倉より云ふ二里之一国なりしなべて野なり」
竺地理上より云へば東ハ江河（利根の諸流）及海濱 西ハ
秋父甲斐に連れる峰を南ハ相模川に隣り 北ハ利根川に至る
此間を武蔵野と云ふべきなり
吉田東伯氏大日本地名辞書に
「武蔵野 是れ當国の平野の謂ひなれど本来は国名却て野名に
出てしかも知るべからず 地理学上より其形勢を推せば南方相

模野に隣り北方利根川に至り西堺は秩父甲斐に連れる高峰
峻嶺を除き東は河江（利根の流れ）及海湾を以て相限ると謂ふ
へき歟されど是れ利根の系坂東平野の一部を指したるにて
本来の大形勢より云へは八州平野の部を最廣を擧げて
特に武蔵野といふなり云迄とあり

第　葉武蔵國歌

武蔵野にうらへかたやきまさてにものらぬ君がなうらにでにけり
狩の鹿の肩骨を焼きて占ふて眞逆に告ざりし君が名占に顯れ出で
けりとの歌意群鹿此野に居しぬ元かる占法も行はれ
ことゝ見ぬ又新拾遺集に家隆のよこれしは
又不鹿のよもの草ゝ　ゆゑなきとゝ　悔るゝなるゝ　おさしの意
こは武蔵野に鹿の居るといふ意歟なるゝ廣狩なりとの意

○武蔵野の高普洲寺也紀り

十五年八月から武蔵野の所は見物として立川普洲寺へ行くと
なりけれも同行を納し新宿駅を午前八時の汽車に乗ぐ
駅へ行きなり立川迄葉平僧四十三人乗家賞物も見ず
汽車中別にこれと云ふべきも見ず　立駅と云ふ新駅も未だ
新宿駅を立川とのあるを有しかも立大学所なとの標柱を
立しとも云ふ新道路大ゆのもの新造し所なり未だ住家
はお数なるも土地の開けるを見ゆみ知るゝ土木をなすと見
へたり線路の左右に草まかすく何等の草の草を見たゞ竹
葉草の見あるのみ貴するに足らず然も毒草なり柏の葉の
如くして葉恵は白く折ると黄汁をなす草の筆木の畑
見事にお見をなり立川停車場を降りて右へ出て左へ一丁余に
来み線路を横ゆりて左右高家あり跡石高木と看板柱なり

尤せあり磐石あれど見るべきものなく木は黒色あるものにみゆ
それより数丁西浦路社の境内末社のあとに古きを尋ねて来迎
ありて善勝寺の門に入りぬ此寺は寛永の頃古き僧侶の古跡と
并に堅牢地神の傍には五重幢五輪城址五輪真言浦路社
等にて出張にありし經典二箱鶴岡四巻にて大正三年京都の
書肆細川より四百円にて買ひ取りしことありしがそれ
等の浮説は新説にあると思ひしがこれを聴きし予が此の古経
に五重幢震災に倒れし時に何物か内部より出しを前記
に何物もなし安政の地震に倒れしは
と記しし今の位置に移されしは明治になりてのこと元来
は竹藪の中に在りしを門の前へ移し其後今の処へ立
てしめたり三段目の地にて地盤は無かりしが内部に何か有りし如きも三
の輪蔵めしものを収めずと申されし或は思ふに五重幢内に古経を
の経典をも納めし経筒同様のものにて有りしならんかと
思考せり四天王及二王の像は或るものを守る主意なれば五重
幢内部のものを守る為に此等の仏像をつけられしことなれば
前に善勝寺にて当寺にあり経巻鶴岡八幡より出でしことを
記せず此経に就て三村竹清氏が殿書禮讃に記されしは
大正甲寅二月廿五二日長野刈萱父母書き書き立てあり其中に
大集經三十巻日蔵經十巻月蔵經十巻般若經三十巻
涅槃經四十巻華厳經二十巻形本にて五巻宛帙に入れ函
に納む般若涅槃は写本其他は刊本なり巻首に鶴岡八幡
宮寺の黒條印記あり華厳經の奥には
（印形如次）

海東武陽芯蕃光信
謹募衆緣命工縷版
伏茲善利報資恩有
法界含情同圓種智
應安第七菊節誌之

日蔵月蔵数経には一本宛奥所あり日蔵経第十の奥に
應安戊元年解制日願壬比丘光信同願比丘如見
月蔵経第十の奥には
應安壬子五年三月日願壬比丘光信同願比丘如見比丘光用
大方等大集経第四十の奥には行體大字にて
此経印版今世希也仍發心
募衆而刊行之憑茲善利法界
衆生同圓種智
至徳丙寅臘月日化壬光信謹識
版留武州立川縣玄武山普濟禅寺
以下肉筆奉納鶴岡八幡宮寺永享五年三月二十三日干時奉行
前陸奥守憲直

こゝに立川の縣といふは今の甲武線立川縣にてかの男女和尚を
説臣邪宗なりとて那斥さるゝ立川流の起りし地なり元来
立川流の大成者と称せらるゝ文觀即ち弘眞僧正は後醍醐天皇
歸依の僧にて那ら教場にも馳驅し南朝無二の味方なれば
宗義の邪なるもさる事ながら北朝とるめきて貶としめられ
し所なるべし普濟寺は今なりて臨洲宗鎌倉建長寺末
なり庭に國寶となりし延文の石幢ありこの石幢は南畝

其二言いも記されし世に名ゆるものなるに去年の震災に倒れて
石の臍折れたり石卒塔數多あり三十年前行ひし時は唯
折重ねて墓地の中央に塚の如く土覆ひてあり折返へして見
れば梵字に金箔置きたるがいと明かなりしもありきとにか
くに立川流の道場なりし也も北條家歸依の禪寺となりしか
もこれ等の石卒塔婆には皆弥陀信仰のあと尚ぬ所るも面
白し

三村父の記によりて見れば長谷川鷲師の日蔵二箱が京都の書
肆へ買ひられ二箱四百円にて賣物にあり賣物北多摩
の駒井村字泉の石井　父は普濟寺へ買求めたるべき物に
申し送られしことありしと本紙は三百四十円に價引致すと
のことなりしと其後別々にして賣捌ひしとのことを石井父本紙

より書かれしとぞ所々古板ぬもありし寺ぬ元盛なりしこと思は
る哉は思ふかるに古板の經巻を上面幢内に納められしことかと思
は思へり又三村父もこゝにあれしが今も家々尚父とこれ余の事に
金箔の有る文字につけしを見しが今ハ連て金箔の諸形も無
立板とあり金箔の両風の為に消失せしものかそれとあるより
有るゝぬ元故意に取去りしものか何れかしらず今ハその板碑
はなす事　墓地に首塚と称なる宝篋印塔前ハ板碑破片
數基あれど同時の如き他數は何れかへ持去りて無
墓地新埋葬の所に七年卒塔婆立てりこは新古何如来と
四十九日迄の佛名を書きたるものなるが臨濟宗にては異なると見へ
遂へたる順に記せば　秦廣王、初江王、宗帝王、五官王、閻魔
王、変成王、大山王、とあり下にも何かかれしあれど泥土にて不明

菩提立川之城跡内ニ在しと考説されしをもて菩提寺の寿
年に古樹のある処土手なりしと今も蹟在せり又墓地より川
下る恵道の岸ニ清水湧流ニ清あり菩提の土ニハ貝がら
あり此貿易期のものと思へり
菩提寺開山禅師の像ハ代といひ作といひ国宝なりしと尚ほ名
二の作と思へり恵ニ白色近変あれど今ニハ濃み弱ざり
気車立川駅を出ニ発すとき、それ前に今ハ山田と
寛く立おなり途中海防神社を勝ちまて休みたり此神社郷
社なるが桂田之の武成名勝開会ニ載せざとき八幡社ハ載せ
ありとき、称宗の後ちハ海防の神社を置くことありしか長海
に在る海防神社も其例の一とまじことも有れば然るか此所を辞
[illegible]時ハ発車まで帰るを弱なり
立川より新宿迄四十二哩
外十哩（合計九十二哩で清遠）

九品仏茶釜せん

奥沢九品仏　土産として
普通ある茶釜の形にせん金以と
蔵雁とを近ち賞おせるもの
なり

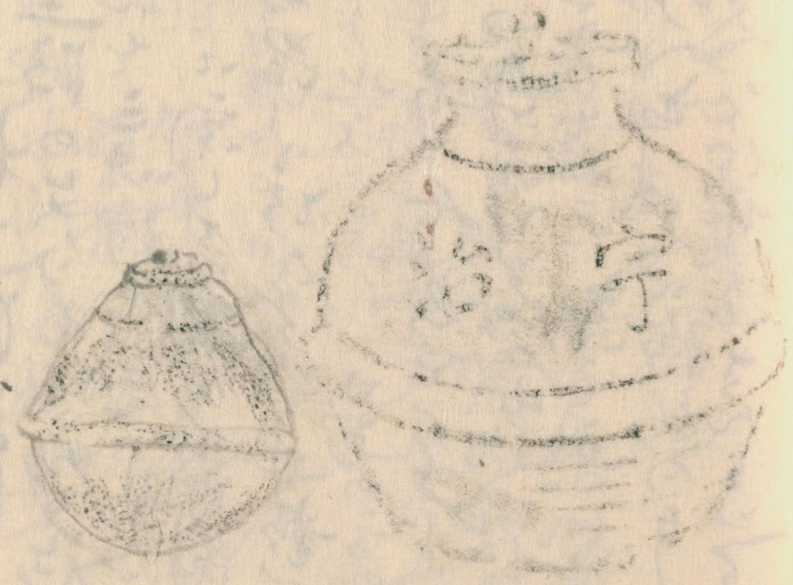

江戸人の隠語

江戸人の隠語
江戸人は所に隠語を使用せし者にて其種類なる今となりて
如何にも面白きものあり全年後ハ海家の間なる精を一石橋

蚊死なべ　あぼさ顔ゆえ蚊かさすを打も凹に入れば死なべ
牟尾の小僧　骨を折て死られる人
鉄槌の川流　一生頭の上らぬ人
淺黄恵　田舎士　ロラ共は花色淺の恵地を用ゆ
が田舎者の武士は手織木綿淺黄淺の恵地を詰ぬかく
云へば古き者の萬士を云ふ
あひる　佃者に在りし私娼　これにはいろくの説あり
一は總好畔蒜郡の共稱り住し地と畔蒜郡の冬称延喜式
時代にはありしも後ち堂陀郡となりし時代も適せば佃の地摂津
住吉の漁夫稱ほし白魚なども稱たりとゝふ畔蒜説非ゝ
網干場ゆえあみひるの語なりと又云ふ家鴨多く飼れ
たればと何れも非なり　此地の私娼揚代四百文まであり

なり船頭の詞に二百文をガアと云ひしより揚代四百文ゆえ
ガアガア即ち四百文家鴨の鳴聲が同音ゆえあひるといへば
佃の私娼を云へる隠語なりしこ
木場の檀那　深川の木場は材木向屋多く外中
材木をつけ置く所なり何れも檀那株の大所人のみ住
所をなり此外中材木のある所を手長海老多くそを鳴き
此所に来りて海老ゆりを鳴すそこで盗心ある者を手が
長といへば此海老の手長に通はせ木場の檀那と云へば材
木向屋の主人なるべき手癖の悪き人の来りしを示す隠語
なりし
お泉水にお小便　鉄面皮の者を云ふ　いけしやア
しといふ隠語なり

卜一　別品美人をいふ　卜は片假名の卜にて上は卜の
下へ一を加へれば上の字となる上等の美人をいふ此如き文字上
の隠語米國に於ては非日本の米人が日本人を隠語して
ツウジといふとそは猶太人をジウといふより九一と隠語し
帰ちナなるが日本人は猶太人ナよりも悪く十に三を
抱けたる者ゆえ十三といふと千葉義武米国傳なり
と云ふ

天保銭

これは明治になりての隠語なるが天保銭は當百とあれど八重
と定められしゆえ又ケたる人をあの人は天保銭といふ
百と訳しあれど百に通用せぬ故にかく云ふのなり

筑波山紀行

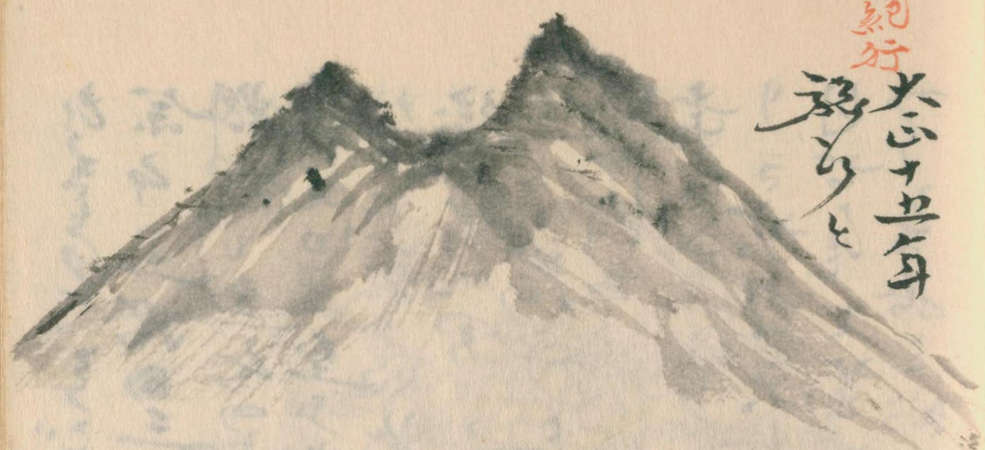

大正十五年
詠ひと

八月廿八九日を武蔵館の筑波山旅宛と
して廿八日午后一時廿五分発ることの
通知もあり予はまだ筑波へ出し事なりき
ゆえ一行に加へり且ハ山ひ[illegible]ブルまで出る通り
是を学ぶことなるをきゝ幸と天氣によく
一時二十分行に見るに五六の館[illegible]
次第加り十七人を数へたり猶途中より乗車
さて人もあらんと云ふ土浦迄一回三度利根を越
し土浦迄の間に女郎花の[illegible]見る土浦
より[illegible]筑波駅の間[illegible]
自動車にて筑波神社の下迄ゆくゆゑ[illegible]道の
[illegible]桔梗の[illegible]

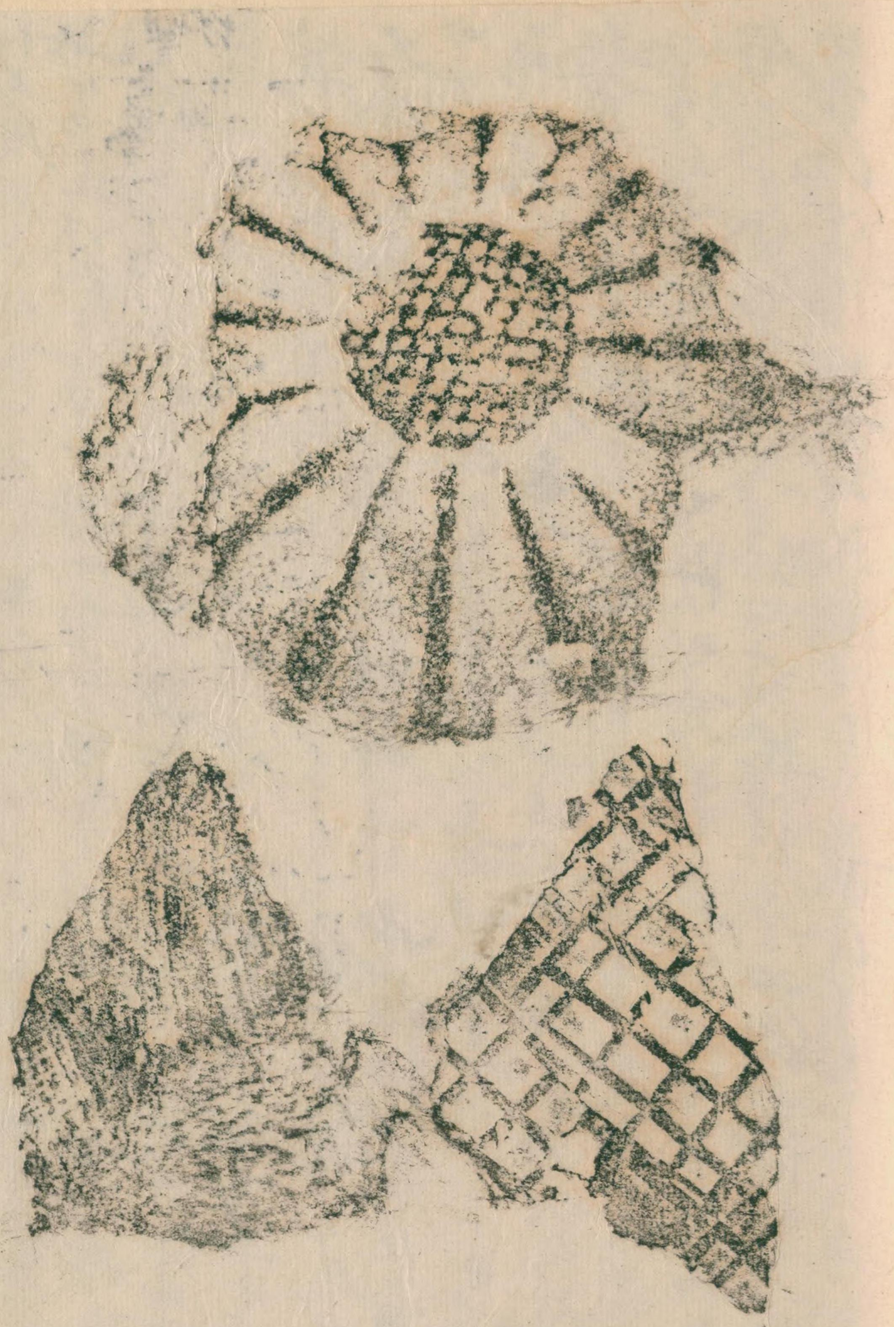

国立国会図書館　タイトル『続共古日録』　請求記号 860-35

ガラス使用

大川筋を打渡り小梅の堤邊へと出て葛西新宿場を越へ金町宿田
稲荷を通り過し松戸の関を渡り船より松戸宿に至り街道より野路
とて暫く宿道を過ぎ崖下に野越路を越へ左の径を右に行き
一町ほど関東三弁天の一を拝し南天の大樹あり三丈余り二株新場を越
ぬるに風も秋めいて梓をうるふみ永く日影も短くなりて前日ゐねど金をとも
とめ其夜は布施に泊りて其明の日に利根の流を越へて守谷町なる
よりつゞく下野の宗道川岸まで行くと筑波を打渡り高道祖洞窟
とて里すぎて筑波嶺の麓に着き大御堂にまゐる其麓の町より
十町余り御幸ヶ原の遊亭あり男体山頂にまゐり此の平地を越て
女体山下の嶺に至り御神の本山に登りて名ある道路並に大宮神社
などに参詣し関名より形を求め家路に向ひし
蕭の文章に帰途を記せし文字形を記せず道をやらず

筑波の名を記して紹介しが其植物はちくばねと称し此山の名物

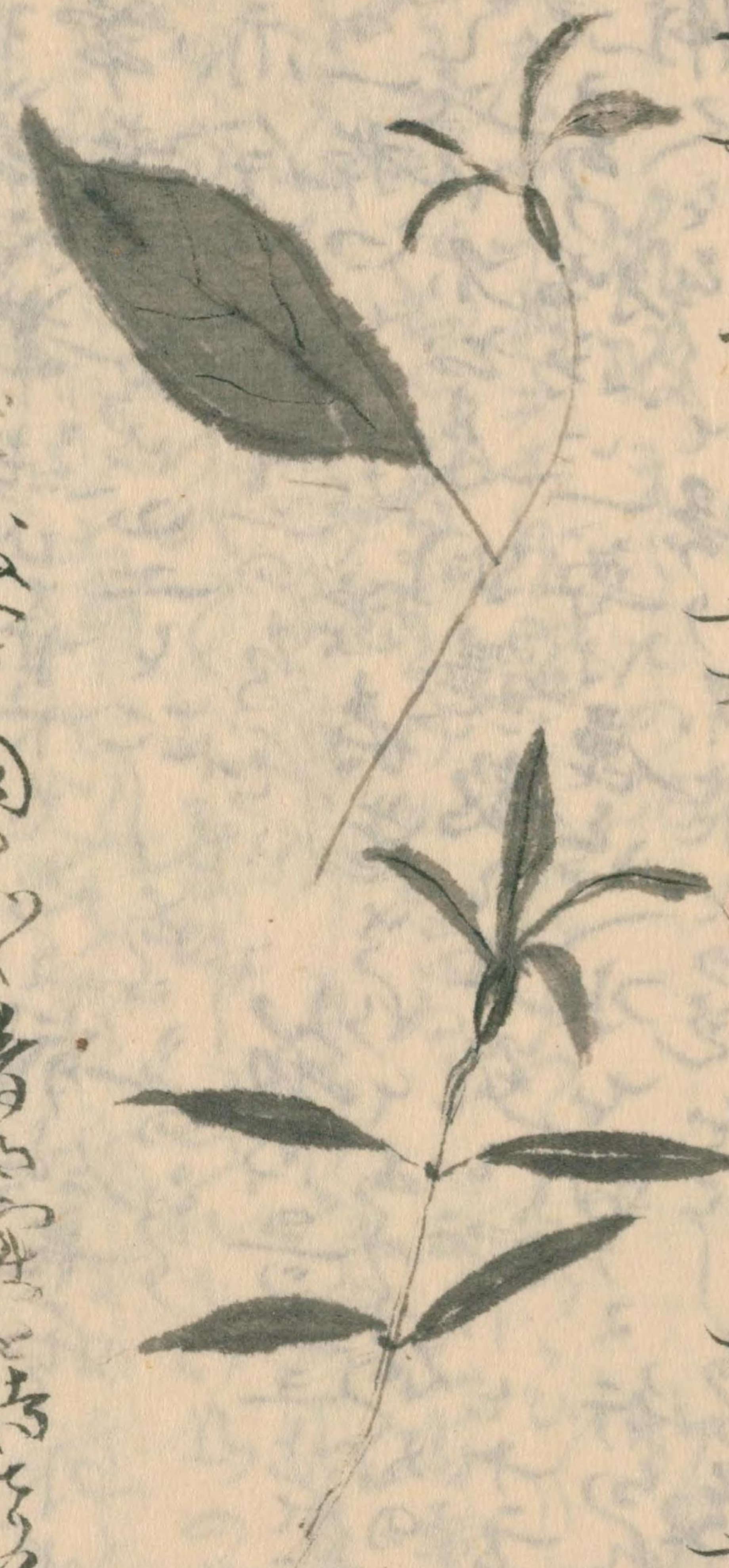

とされしものなるが今は園の如く青き実を持ち蔦蘿
木にして檀香科に属するものなるこれは其木の根の部は以
其他の植物の根に寄生すといふ雌雄異種にして二月頃雌花
は單生雄花は叢生す其実は図の如く女児の遊ぶ羽根に
似たり日光山にもある植物にて塩漬にし売られり名称

が筑波根といふより筑波山特産の如く思ふ者もあれど名は
とも呼ぶを退りたる様ゆゑあらず
今は筑波郡社よりは四郡はおさへれど古くおせしうき大
い二通り上ゝ天地開闢筑波郡社として光右冊諸二尊ゝ名二雲ゝ立
ち若ゝ常陸帯結ひて其下光右ゝ鶴鶴養ひ水波ありて
横に常陸国筑波山上と云ふあるものなり
元も亦今は無きに一の鳥居例ゝ筑波の一ツ二王とて二ツあるべき
二王等の一株口を開たる豪壽造されてあるが何かの好ありて
口を開し等は不お来銅鑄銘も年號も無しと十方庵の遊
歴数記にあり伝説に一尊は鹿嶋へ水を取りに行かれしが鹿
郡の捕人となりて帰り不能との説を云ふあり後りたる一尊
は鮑郡後取毀られ

三村氏筑波
詣の記

筑波まうでの記　竹清

太正九庚申十月二十九日空くもれりいとうらひしく新四郎
といふに家をおとり青ふまでつとむ留ぬ何ひ一寓電車まで上
野まいられ其名荷美麿ぬりまでり六時の汽車にのるに
秋木貝逐に来りぬいと本意なりいれも竹馬の友なれば
心をなくてこれし土浦といふ其霞浦にのそこいとまさまる
地なり
柳ちるにかくり網干ひ湖見えて
土浦より筑波強路に乗りてつらもとゝ所を下るこれより
歌ひ云ふ
茶の花や筑波を作く村の口

秋風に志湖の談のするひろ飛

亭のうしろの丸き石に手形ありなりをとゐへも常葉の手かと
右をとゐもしとせの後も名物ともなる

石の上も秋風ぞむし手形石

関戸より茶店を出るも餅と豆腐を串にさし火に焙
男はりて柳葉ゐきゝて焼くもりて男は女を鏡と云豆腐
の架きをいとめにゐと餅の強ミと男によそへり

柿剥に紅葉をうつや女夫餅

こゝより男体へ二十町けも白髭軒を通して三上祠ありてり
て拝ム弟の方道あり右より登りのそも剣総あく雪まて
ありて露ゟ浦説の如し嶮ミれも北も足尻が泥を脚下に遙
て二色不も眼のしたに在りまれとまりも海をもとてつして

ちをりし

小柏の秋見おろすや君の上

細河ついて下るこゝに側路あり あろこに柏尾の茶店伝ひまう
つる道もありと云きゝに日和下駄まて三里ばまでこゝまて何ひおりつ伝ひ伝
峠寺より立より雨傘ををき過きて女体ゟ傍つたのごとく細滝にさ
き祠の後より細橋をつたへれも下すちの鎖をかけうり此に行して
君角を下る

君つゝふくみ麁し三紅葉

登印 洞大岩屏風岩をあけも秘石北斗石にてゐをつりて胎
内くゝり袖すり岩をぬけて出れも両天京にいちおのそもとてる
ところふさき祠よりり鎖のかゝれる所三ツ階子一ツあり三とこ右

いろ／＼の君を詠けゝ二紅葉

海とびて馬をさくれも[illegible]
房事場まつけも家々ま[illegible]
[illegible]
空合くくれて月いと[illegible]
[illegible]
土浦[illegible]
けり日[illegible]
[illegible]

以上は三村清三郎氏大正九年十月廿[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

大正十五年七月廿[illegible]
地震雷

十五年七月廿三日午后[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
風害を[illegible]
[illegible]
樹に[illegible]
同年八月三日午后二時[illegible]
被害が少なりしは幸なりしが[illegible]
倒は[illegible]長方形の大石南向なるもの東向ま[illegible]石の

深山にて猛獸をよける事法

歌其ものは拙劣だから居之の壯図は後の世迄の語り草であると
其者は評し居れり歌は拙劣とはちと酷評と思へり歌は富岳
ならばよし歌言まは若干と思はるのみ
同書に山中にて猛獸をよける方法として次の如く示されてあり
行進中は言らかに歌話する事
鈴ラッパ蝦貝呼子笛を吹く事
喫煙をなして進む事
突然お色ふたぬハ大樹にせる熊狼などにせるゆえ鉈を以て其手を
切る事
熊などにお色ふた時にハ村田に力をこめて睨みつける事
赤色の布を杖に掛けて此面に立る事
洋傘を廣けて立る已ハ横道へ逃る事

倭文麻環抄

共古幼年の頃、父に聞き話ニ給中山中を通行する時は狼
などの害を除く為ニ蛤貝に燭燒を詰めみち火の用意をして
それを布切れに厳重にもはりたるものを持て歩けす猛獸来
りと思へバ火打まて火をおし導火へ火をつけて投けると火薬爆
發貝を破るその音ニ驚きて狼は逃去るものとぞ又深川大二町の
本誓寺の故福田循誘之の話ニ満物や京度此方旅行する時鈴を忘
き急ぎおすびつけて此をもすぐりて歩けすると子りこ音をあす猛獸
これを恐れて害を加へぬと前に鈴や笛の類を以て猛獸の害を免れ
るべきを記されしと同の心得とすべきなり
鹿児島藩士白尾齊義國柱其倭文麻環二巻繪文本
にて藩主の命により文化の初撰進せしら文化三年三月藩邸
火災に燒失せしを再命により修訂して出しとの例言にあり

国立国会図書館　タイトル『続共古日録』 請求記号 860-35
ガラス使用

書中史に関せること多くあれど略す又征韓の役中毎日共
風俗変化せしことも許しあれどこれ亦略しぬ書中諸家
祭郊祈禱等同も多くおて面白く覚ゆ没楽謡なるんと云
を許し給へ

一 まん丸、おぢやれ、まん丸、おぢやれ、十五夜の月の輪のごとく、
十五夜の月のめしたる笠は一の玄笠か、二の玄笠か、それこそ丹波
越後笠、

一 笠をわすれたよ、するがの茶屋に、宣がくもれば思ひ出す、おも
ひ出したよ、此床取に、ふたり寝たもの、この床に、

一 次のみちひにこの子がぢけた我子ながらも志ほらしや

一 京から勇女が三ツ列れて、又三ツ列れて、二ツ列れて、先な勇女
も物いはず、あとなる勇女も、いひも、せず中なる勇女がいひ
言や、おうちが坪禰は、細けれど、小金、やり戸に、玉すだれ、成事の
すみに甕すゑて、甕のまはりに、どし植ゑてよしや、志やとな
去年より、ことしはなほよかろな、

一 七ツ子が八ツ子の、かたに文をやる、やりたる、文のおは書や、暇も、
くるはくれとも、せず、川那よな、網くり、抵て、いつまでよな、

一 京から九貫の小脇差、八貫目貫、を巻込て、とられたよな、何國
の者でとられたよな、

一 あら京ことや、伊勢天目、なげたや、われぬ、ころだに、われて、あら
京ことや、宇京ことや、

一 あらうつくしや、じゆんれいさまよ、やぶれし堂に、こしお抵て、笛
又八で、夜をあかす、

一 おかしさやう衆は、もくせの花よ、にほる車も、なつかしや、

一 あらかつくしや、ぬりつぼ笠よ、かぶりてかよひか、ぬひぞか、よひか心猿笠の、ぞがよひか、

一 向へのひらに白駒がはしる、さまかよとおもて、さまかよとおもて、庭の面にきやふを三度迦した、はづしたとも道理よ、はづしたも道理よ、三年三月せんほどに、

一 せん〳〵せんと、せんもんだちや、きゆるとすればこそ、きやゆり志よぼぬれた向へのひらに、草切に二歳、三把の草を土把に分て、そもとも殿の馬草、

一 八丈ましに毛ぐつ輪を入て舘の馬場を引廻す

「西の方河辺郡加世田郷に加世田歌と称する舞曲ありその児歌の曲はこの設曲より出てたる由をいひ得ず其聲の長さ短さと謡ひざまなとは男女の差別にて微ちがつるもありそは後の世の作りかへしなるべし」と本書に記せり

加世田児蒲歌

一 春はまづ咲く梅の花まねく庵花にさそはれてゆけどはてなき武蔵姫は

一 君が急は清瀧川の流れの末もすむ所代なれや民もゆたかにさんさあるひはさあらしさづけきこの時よ

一 姫はもとより常盤の色よ梅はにほひて桜は花よ柳はみどり花はくれなゐさんざあるひはさあらしさづけき此時よ

一 夏は沢辺にとぶ蛍くとぶ心のあこがれてゆけどはてなき武蔵姫は

一 いつみてもいしほの山は千世のみどりも今年より色もまさりて常盤木の姫と竹との直なる事代はよくの為ともつきせじな

一 いくひさし二葉の姫も千世のみどりも今年より色も増さりて常盤木の姫と竹との直なる所代は世々の為ともつきせじな

一月日とゑんといのちの内に又もや君にこのへあほしまの神へ
一増花あらば秘をもすてよわかれし跡のこの情ちらすな
一君は片衣袖なる君を逢てよしなやあふよしなひよの君さま
一身は眞菰草よしなる君にあふてよしなや逢ふよしなひよの君様
前に出せる設楽は古の物学の貴風物へ女子学を始て詮し
年へはそのはやしてこれを聞くる其は又学を始て詮ふ其様に
しへの歌場拘るといふものゝ風情あり大和高年中行事曰志多良
は拘るなり又大嘗会田歌に志多良聲あり東国の雑子始めて
手を拘ち学ふをてうちくといふ即ち手拘の義参河の国人はかく
するを志だらといふ皆拘るの義にあたり順鈔参河国に設楽
郡あり百練抄に設楽の郡あり丹波国に志楽の荘あり名字に
設楽あり又関東にて無頼の徒を支志多良と呼ぶ故あり聞ゆ又

甲駅庭の錦
鮎唄

今顕娃郡の俗に志多良舞あり物へ学を始て踊るこの歌曲より
加世田踊児歌の曲おたりといふ（以上本書の要点を抄す）
甲駅庭の錦と題せる西蔵本に
九年面壁なんのその苦界十年の夜のはる夢もおすばてあけ
はせく魚の市場へいそぎ行若鮎荷なふうたの聲
あゆはナア引あゆは瀬にすむ鳥ヤア木にとまる人はなさけの
下にすむ……
これ鮎歌なるべしといへともまた外に見ふあしことを思ふ此鮎は
瀬に住むの謡は越中国盆唄の中に古く見へたれがそれを鮎を
荷ふ者うたひてまゐりしまぞあらん
江戸塵拾は其者詳ならびに政六年柳亭種彦の跋あり其以の
書なるを書中呈世人のむらさることあれば抄あり

江戸塵拾
抄出

峰は蜂の誤なるに天文も誤りなり

駒込の高田祭に賣る麦菜の蛇は實に永の頃西姓喜八作りなせしこ
四谷天王寺庭の沙羅双樹天文の始め日光奉行の峰全豊後守納之と
沙木牛込宗仙寺にもあり
咳の老女筋肉稲葉丹後守中屋敷に有り高サ二尺余の自然石にて
老女の形なり
王子の名物の小縄は萬堂家下屋敷頭炮組の足軽是をよると火口
まとまりて燃る筆の先の如しと
ほうろ見坂上養泉寺と長泉寺との間をねぶと横丁といふよう
てらの間内見ねぶと横丁と号せしこ
芝増上寺と弥明との横廻りを三峰町といふ其は陽峰福嶋久蔵
峰の三屋敷所なるあり
安藝草履中間吉田作りよう朽木草鞋は中間作兵衛作りなせしこ

嶋鐘成編西國廿三所抄

鐘成編十巻喜永元年嶋鐘成編輯
始川半山浦川公佐通圖にて見て觀世音の靈場の女なるべ
其附近の弥社佛閣名所旧跡土俗傳説何くれとなく記
されてあれば參考となること多し惜しむべき初篇十冊まで
伊勢より和泉河内初瀬邪さ寺より八葉迄の抱石をしるせ
しに過ぎず考古及土俗に関せることを抄おす

伊勢參宮は僧尼
あるこそを名物
附髪をして
無法すれば其處
なし下関に刺髪の老人附髪して居る図なり雨合羽の

土師八嶋墳、道明寺の前より西宇ヨリ西ノ田圃の中ニ小高き
丘あり九文五年六月五条前黄門の命により浪速忠國右婿を建
譽田八幡宮　奥院室蓮寺古市郡
譽田村にあり　僧院十五宇祝家
十三宇郡支五人勅願所なり
奥院鶏鼓胴木口
胴の繪牡丹花朱胡粉緑主丹ハ
彩色　同臺雲水那物彩色
正中の高さ六寸許　厚さ一寸
臺ノ繋ぎ凡五寸

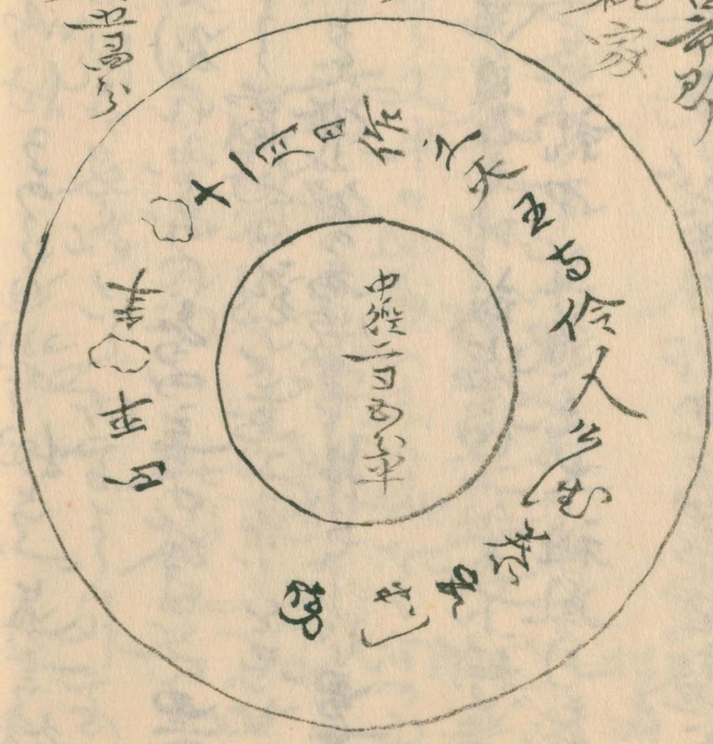

奥院鐘　鑄ノ日
八幡宮
譽田山陵鐘也
建久七年丙辰七月日
鑄之

奥院本堂　釣燈炉之図　惣長一丈八寸ハ左ノ如ク
路ニ
奥院本堂之寶前
掛這燈籠　中略
譽田八幡聖廟
再興之次辱
右大臣豊臣朝臣秀頼公
永鎖手具万禍者也
慶長十九巳十二月吉旦　片桐東市正旦元奉旃云云

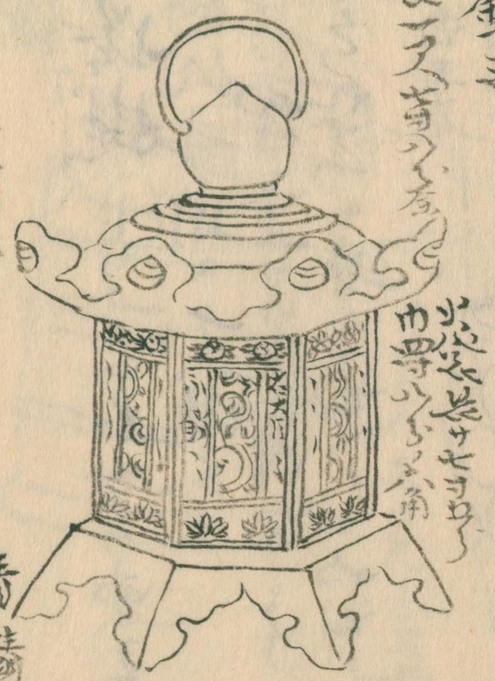

国立国会図書館　タイトル『続共古日録』　請求記号 860-35
ガラス使用

名物 惠 高 給 當 寺 田 の 名 を 有 ま ま 和漢三才圖會 何 ぬ 奥 高
鍛工市 明 二 文 書 作 銜 鏡
向 原 山 西 琳 寺 古 市 村 に あり 塔 礎 といふ の 本 堂 の 東 に あり
眞 柱 の 古 礎 に 刹 の 字 を 鐫 し 其 周 に 十 六 礎 あり
玉 碗 當 山 の 什 宝 也 さ し 寸 こ ら 内 深 二 寸 こ ら
安 閑 天 皇 陵 の 土 砂 供 物 の 如 る ぞ れ 落 ち 朱 を ぬ る ぬ ぬ と
武 田 近 年 土 民 發 掘 古 代 器 物
等 と ふ ふ 玉 碗 の 事 なる べし
船 文 墓 誌 當 寺 の 什 物
（誓 小 録 に 出 し ハ 写 サ ズ）

白玉器
圓 点 五 層
尚 層 数 凡 七 十
二 箇
一 周 各 十 九 箇 也
第 五 層 一 層 七 箇
形 大 こ

玉手山安福寺 安宿郡 玉手村 にあり 古 市 の 艮 道 明 寺 の 東 川 向
廣 窩 此 山 市 に 大 余 箇 ぬ あり 大 小 あり 中 より 金 環 陶 器 を 出 ぬ せ り と
圓 に 牛 頭 天 王 社 山 上 に あり 石 段 の 下 に 門 あり 前 道 路 に 流 れ 穴 数 箇
あ ら ま ほ れ 所 る 圓 あり

國 軸 山 金 峯 山 寺
大 塔 古 跡 本 堂 の 西 に あり 礎 石
の 上 に 三 尊 佛 を 安 し 義 暦 三 年 十 月
金 峯 山 の 塔 供 養 の 事 釈 書 に 見 へ
たり 大 塔 古 跡 の 傍 に 圓 の 如 る
鉄 具 あり 大 塔 の 露 盤 の 数 なる
か 全 く 燒 破 れ と 見 ゆ 貞 和 五 年
の 兵 火 に あ ら ぬ ぬ ぬ べし

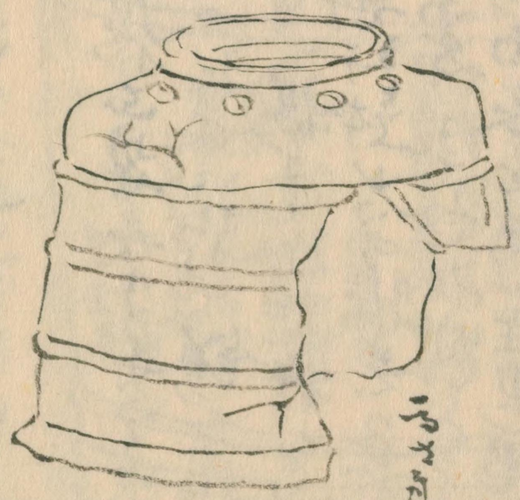

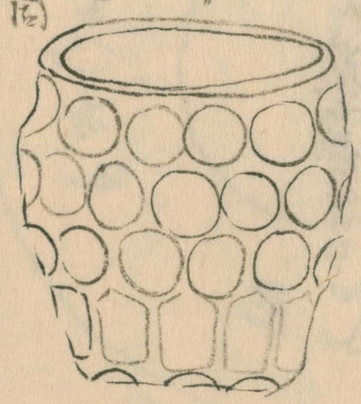

高さ凡 三 又 寺 社

火銅燈籠　罩様の面にあり高凡一丈余　蒙銅を以て造る文明三年
辛卯九月十日と鑄ル
花供懺法会式例年二月朔ニ餅搗正昇ニより其ハ常山
の大礼なり　書集説　吉野説　高説の所ニ行ひて餅を搗る蒼
吉野方　十三石　天台方　十三石　所ニ板敷の上に臼をすへ搗て作り杵を以て数多
の役人野にて是を搗く人数千人杵千本　つき上ニ古の搗先ハ其姿頭に
烏帽子のことき物をかぶり其上を鼻にて包み目ばかり出して
残らず面を覆ふ身にハ筒袖の白衣を着し注連縄を以て襷
とし凡て米を洗ひ籠にて蒸し臼にすつして搗よりして鏡の数々
をとりて神に供するまで聊も手をさゝる事なく皆牧る筈に
を以て取扱ふこと厳重なりそのうち夜に搗現をもしめ向山の
堂社のことく餅を供しの供神酒に供ふと云

勝手神社　吉野人火神の内ニ　吉野人火神とあるは當社を
始め子守　火威徳　天神
高山天神　佐地　牛頭天王
八王子　金精　等ニ
古鐘　高居の左の下に
あり今逆に土中に埋ミて
手水鉢とし　土中をなる
幸一尺九寸口の径一尺九寸
永録八年乙丑八月九日

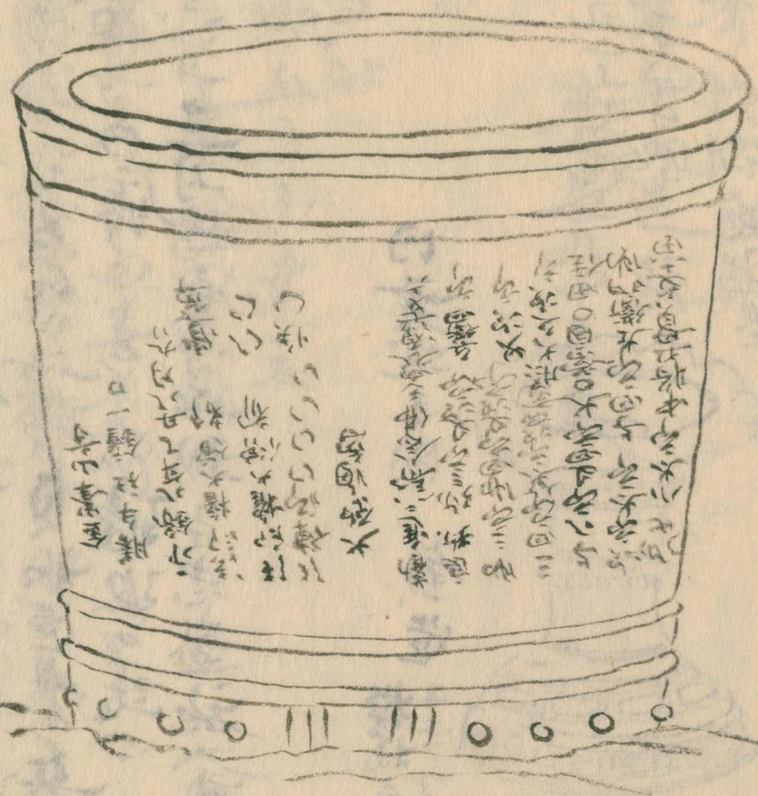

金峯山寺古鐘　世尊寺殿の上の方にあり、鐘に古鐘三所の鐘と
以て金峯山寺は藏王堂の寺號なれば此鐘負和五年の兵火
をのがれしものなるべし世尊寺の鐘なるにあらず鐘銘の跋曰
金峯山寺洪鐘保延六年十二月播磨守平朝臣忠盛施入熟銅
鑄成云云
又守神社　世尊寺の古趾につく
神前湯釜　鉄造

惣高凡二尺九寸程
口径一尺七寸余

同業燈之図　鉄造　模様唐獅子ニツヅ

銘曰
金峯山子守社湯釜
豊富朝臣秀頼郷再興
奉行　建部内匠頭
慶長九甲辰歳

業燈　銘曰
金峯山子守社
豊富秀頼郷再興奉行　建部内匠頭
慶長九甲辰歳　大工下田善左エ門尉云云
大峯山の行人は携ふ金剛杖なり又守世八社と申深め奉るなり
又守世八社とは御子世六神を生せるなり故也又守は子を守とよみ又子孫

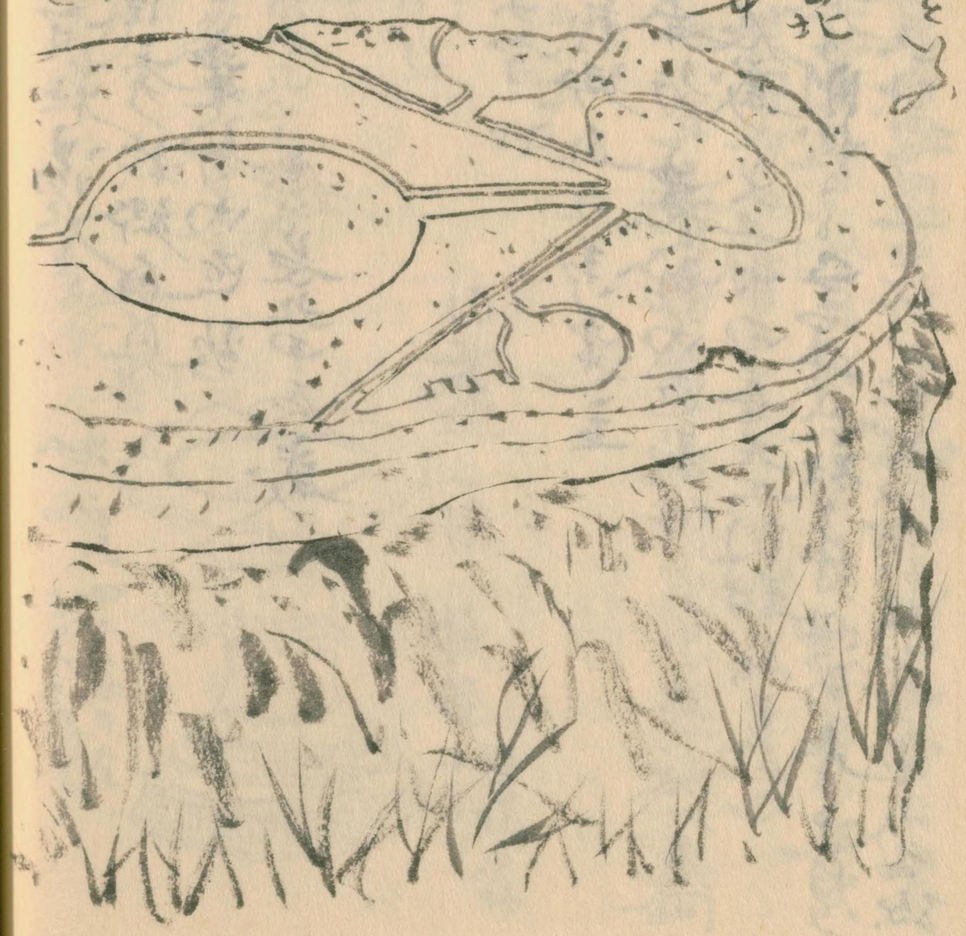

天徳山就福寺稲荷村にあり初今宛とそうす古刹の旧址なり今僅に
草堂大日如来の像に
竹野王の石塔婆
あり文字刹成分明なら
ず下の段四方に文字の
何とあり

前面に昔阿翁 以下八字不明
次ノ横 迦峯北 〃
後 道路 〃
次ノ横に
天平勝宝三年 日日
辛卯四月廿四日 日
従二位竹野王

大稲荷社は図の所より未の
方半里許にあり

長谷寺大門前石水盤之図

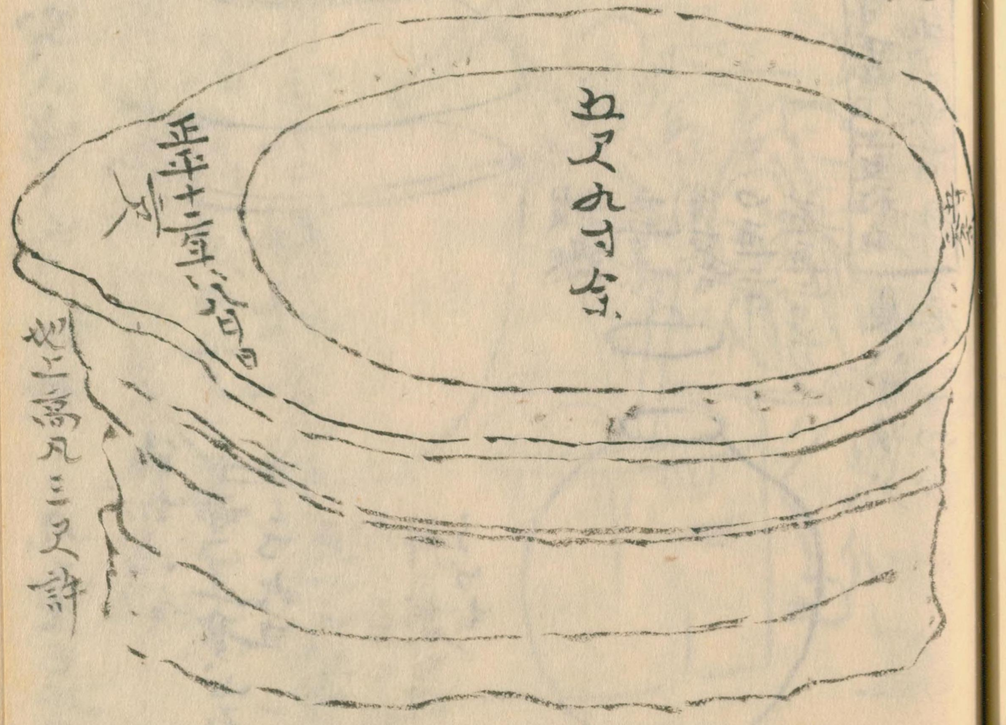

国立国会図書館　タイトル『続共古日録』 請求記号 860-35
ガラス使用

文祢麻呂忌寸之墓 宇陀郡八滝ニあり 和州より凡三里巳午の方に

當ル天保二年辛卯九月廿日

八滝村の果山とふ所より掘出ス

銅

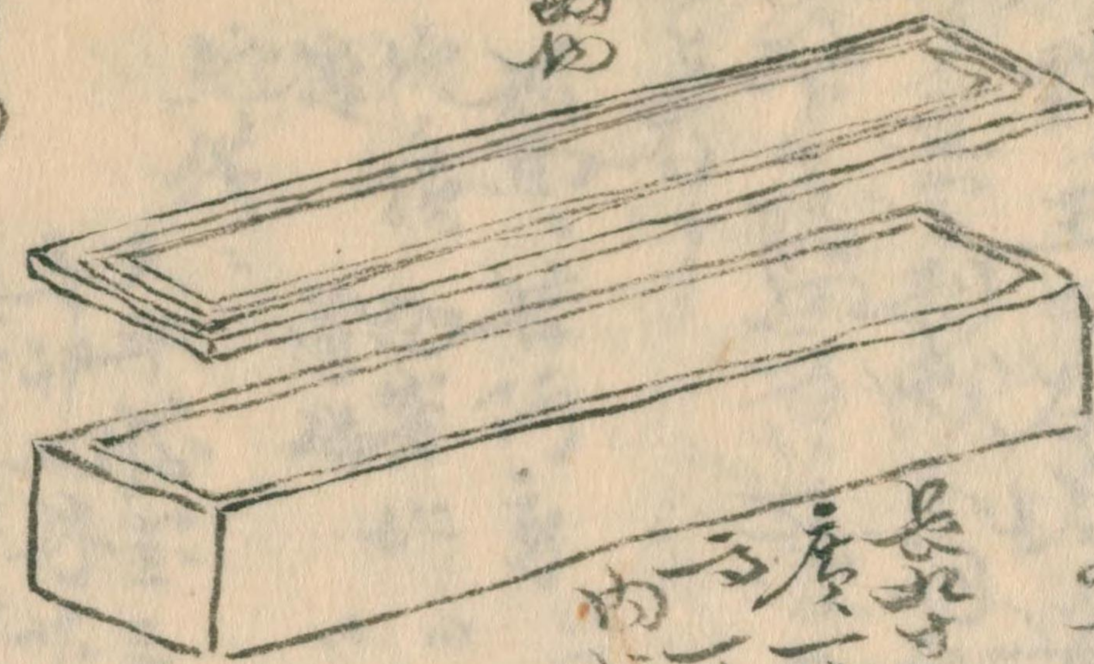

長九寸五分
廣一寸九分
高一寸五分
内に銘あり

鋳物
鐫字

壬申年将軍左衛士府督正四位上文祢麻呂忌寸慶雲四年歳次丁未九月廿一日卒

長八寸五分
廣一寸四分

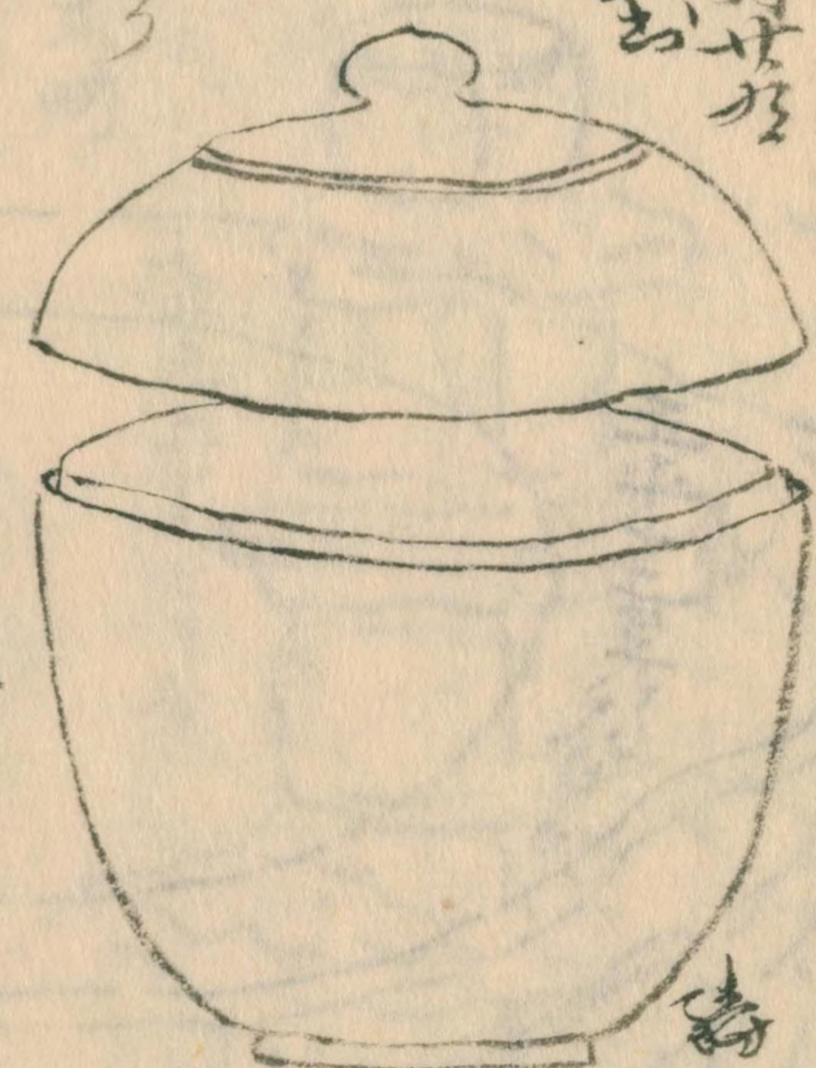

銅物鋳
重サ一貫七百八十目
高九寸
徑七寸五分
内に壺を収め
外ハ炭を以てうづむ

玻璃
高五寸五分
圍一尺八寸
口徑二寸
蓋徑二寸二分

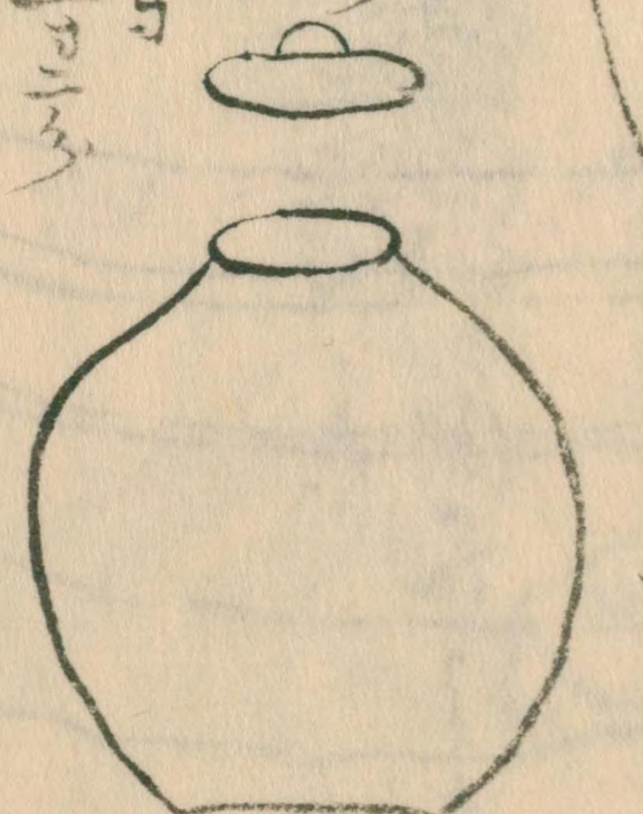

又供饌法 唐式餅 餅のことを前に記せず 其図を爰に出す

供餅の輿 凡四尺四方 八輿

餅ハ五色いろいろ

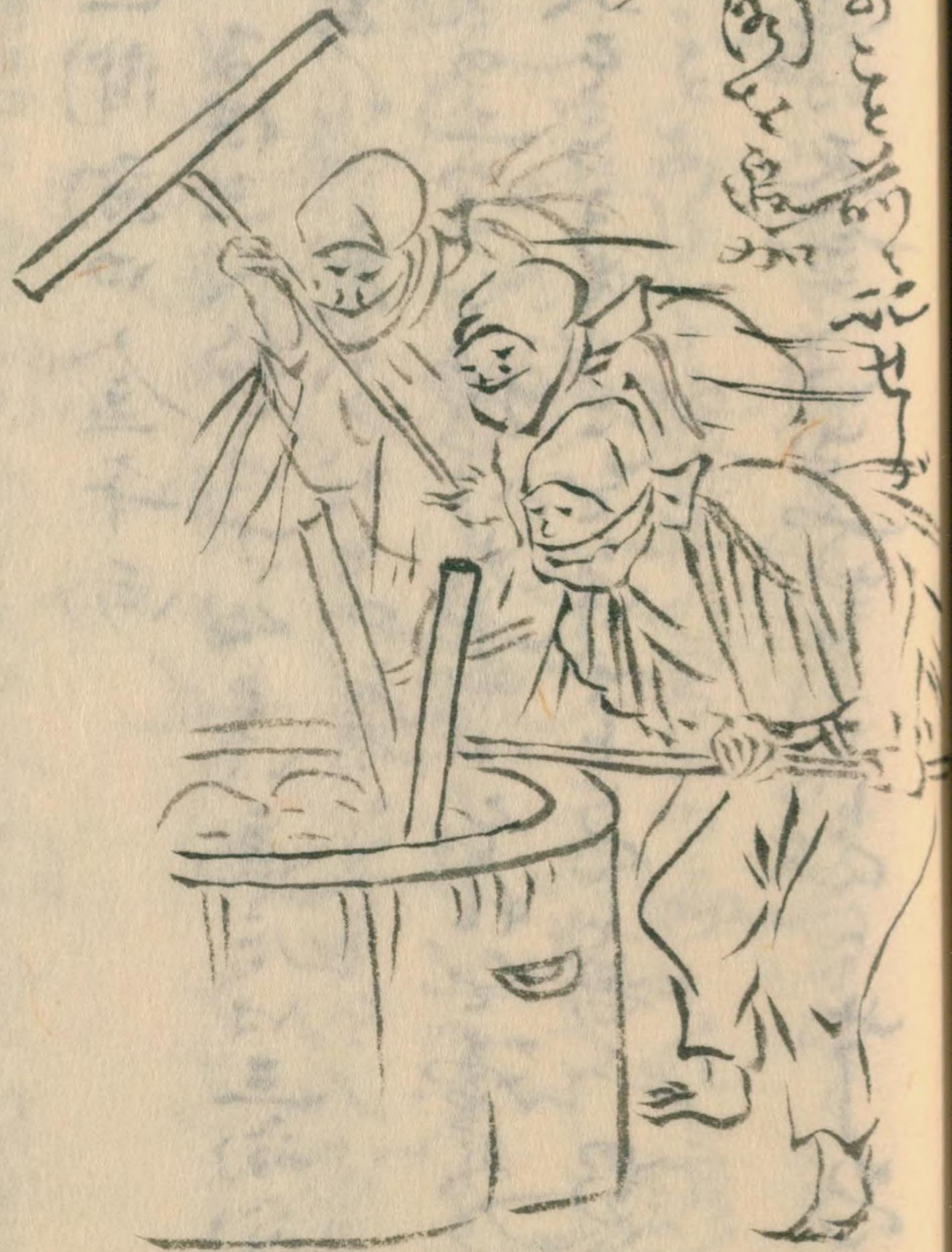

又供饌法ハ修正会の餅 搗 十二月廿八日の餅搗 寺 満堂 寺僧等の毎夜の正頭部屋の後夜の三度 是を搗く 三筒
廿六日より廿八日迄 三百餅 米の数 廿 斛石 人数千人余
千本是旧例なりとぞ

行誡上人短冊

三村氏義行誡上人の短冊

笠　よの人ヨ見ルときくも浦山し其かくれかさ我ヨかさ取ん

同義懐紙に散婦花を墨画して

ちるもありさくもまいまてすみ田川八重まひと〳〵ヨおもしろき哉

頃ハ八月子三人の俚諺

玄海線外翁の話に俚諺に

頃は八月子三人三間間口金千両

八月頃ハ季候の一番よきぬ子供三人持てば丁度よい高店は三間間口が

丁度よい金まるも千両あれが充分だとの意なりと

三村氏義額面に富貴の二字を横に大書しそれを讀みたれて

天にあきしきけど火をらまもしこをうけてとらんと思ふ蜀ぶ人

山兵衛は蜀山を真似て

富貴天にありとしきけば天金へいざやぞうてどんとせしめん

蜀山の富貴天にあるの狂哥

千両八百十三年の諺の解

千両八百十三年といふ諺ハ富と壽とをそひし祝言なることを

日録十三に置きたることありしが藤井も男女の編されし諺語

大辞典ヨハ千両の金を一日平均銭八百文づゝ費ます時は

十三年間ありといふ諺なりと有り文室井氏の話ヨハ

此諺ハ常会津地方ヨハ奢義なる言として一日に八百文づゝ

冗費ハすれバ十三年目ヨハ千両の金も無なりて志まふと

いふ諺とぞ

仙臺通宝なる諺語

奥州仙臺地方の俗語に世間知らずの人を「仙臺通寶」と

いふとそは天明年間仙臺領中を限り通用を許されし仙臺

通宝といふ銭は他国ヨハ通用せずよりて世間知らず人をかく

俗語せり

三田村氏中略考其他見聞せしの

三田村氏考魚氏始始より中為考へまふられ見られしぬる銭の額面

ある上部にある三枚の大銭の二枚は寛永通寶とあつて銭の面と
見えるに他の一枚は惠て丑拾四年三月吉日棟梁大山又右衛門と
彫られたもの山型に三文並へた下に一文銭大のが四枚づゝ三行ある
此銭は馬と猿の書銭と和同開珎とが各六文都合十二文開珍
の珍字悉く珍にあつて居る丑拾四年は寛永十四年らしい
又竪八寸許横二寸許の銅札へ渡すせしものあり其銘に
生國伊勢只今武州口戸日本橋材木町住御當山始而參詣
之時分御寶前難有奉拜六親眷屬七世父母有縁無縁
草木國土悉皆成佛為二世安樂金札奉納者也南無高
館中尊寺光堂
寛永伍戊辰年　今月今日
樋口平大家次　華押

又同寺に古き順礼札三枚あり先の如きもの

梵
奥州西岩井郡三堰
東世三所巡禮　延德　年壬子　九月廿六日
平朝臣四郎右衛門尉清泰

梵
當州氣仙郡唐桑左馬允平之久信
西國三十三所順禮四人
永正十三天八月日
紋

紋
奉參詣葛西大守之阿娘貞仙
天正十四年今月今日

以上は十五年九月十五日の日本及日本人に三回村父所載より寫す
空也念佛と俗称する瓢をたゝき念佛を唱ふ一種紀伊國
日高郡の坊村ハ竹八幡の大祭に行はるゝ陰暦八月十五
の坊村の五十歳以上の共七八十人各自作る花付たる花笠をかぶり
白帷子に黒袈裟を纏ひ最先に大なる瓢を持てる老次に

紀州ハ竹八幡の空也念佛

京都の歳火

年を持てるもの其次に太鼓鉦鼓をもてるもの歌に合して
打鳴らし一列に踊り行く歌の間には念佛を唱ふ持てる
飄奇形法螺の如く正德四歳生會の文字ありとなる無
限ありしなるや否や融通念佛の一種と見ゆ
京都の俗歳年には火を歳にすることなくて正月元朝黄の
刻祇園祠社に參詣し歳火を受けることなす所謂の
中央に火金燈籠を傳へ神官祭文を誦し檢をすり食
て火をもし金燈籠の中なる檢の前抵に火を輪し參
詣の人々にもらふる例祭にて今も一月ゐに行ふこれを別抵
の事をいふ火は火繩に傳へ輪して持歸り歳年
の歳火とすることなくて古風の行事なり所以なること
也もまたなるや否やをもうひ行ふ事を參考とす

探古柏木貨一帝墓誌

探古柏木貨一帝墓誌
江戸幕府大工棟梁柏木氏第九世諱政矩称團助
尋攻若狭本姓辻氏弱冠巻為嗣子慶應戊辰
承家連称貨一帝号探古寧明治甲戌出仕博物館
奉赴南都整理正倉院寶器前後三次丙戌家居
克儉守身篤信好古審度量鑒錢貨長鑑識工
構造誕于天保十二年辛丑正月十八日歿于明治三
十一年戊戌九月二日享年五十八火化産骨於深川寒
光禪寺所壹是也法諡曰氣樂坊探古柏園乗空
禪士寧樂高華平安美妙柏園鎖煙古道不
照嗚呼哀哉

大槻如電文宮崎如藻刀

柏木貨一郎氏ハ古物ヲ以家にして二根岸ニ住居されし
同氏の義ハ古和洞中の幸品跳和同を所持されたり又
隷書寛永とて寛永通寶中の稀品を所持されしが出荷根
岸武香氏ニ贈られたりし所寛永成のみにて七千人金を遣ら
れしとぞ跳和同は三百金の價なりしとかこれは同
跡れ居られしも多く持ち居られたり溢名に氣樂坊とあるは同
氏の藏に後多尾瑩の所持にありしとかこれ人形ありて
其名を氣樂坊と称されしを所持されしと同氏の存生中
にきこしことありし諡名にされしはこれによりて根岸の事に
尼寺ある以外お通ふ名の起縁あるに迎に益田天禮翁(克孝)者の
父を遠の塘宅設計ハ堀古氏の手によりて存されし物よりて住居
ありしを知る惜ゆべし同氏根岸踏めて不慮の死につかれしを

土佐森山のコスコス祭

土佐國吾川郡森山村狩谷口八幡宮の祭ニ齋風ありと
十月十五日執行し事を試樂と唱へ春川沖社にて行
ふ午後六時に祠官木具に載せたる大筒杯三合大を取り
一獻酌みて中略村行事頭人にさす順次に杯を通し
各酌む毎にコシマスコシマスと言ふ是ハ尾張守勝朝が通國
の寺飯筒の蓋を杯に准へて酒を盛り道會を頂戴せし
に神酒微少なりしかば祝してコシマスコシマスといひしより
起り森山のコスコス祭と云ひて多く高しとこそ
山の手六阿弥陀は今は高れられて知る人は少なるが其の聲
の訛ニ其寺にて書る掟所をかゞげて參詣人にもらせしものこ
一寺は麹町心法寺 二寺四谷西念寺 三寺青山北町二丁目の
高德寺四番青山善光寺 五寺青山北町妙窓院 六寺目二丁目

山の手六阿弥陀と七福神

いろはの横丁龍泉寺何れも行基菩薩の作といへり西余寺または偽
説に當寺の如来は惠心僧都の作といへり心の手の六河の作
殊に新らしく何人かぶ没けしものと思はるゝ心の手の七福神と
いふものも新しく攢じものと思はるゝは月忌不動に大黒
夷るあり月忌蟠龍寺の辨才天芝二本榎毘沙門天白金瑞
聖寺の本尊白金妙延寺壽老人と福祿壽あり古より
在るものは此の端七福神偶田川七福神又近年没けし
ゆ七福神のかきのれも一月七種迄に參詣することゝせり
三村は此月にうれしが月忌の二福神無う行人坂の大黒
ありたり二本榎毘沙門も無く東本天現寺の毘沙門
天へ參りたりしと云はれたり今落ち覺へに鳥居坂下より
南への坂をせると右側に寺あり豆像の七福神堂内有りと覺へ

あつまなまり
のかゝるなり

これ亦今も在るやもらす神田翁の一枚橋の神詣の中に七福
神廻りを記せるなり其に白金まゝ所に七福神一ヶ所にあるを記せる
あり寺院の名を記せず事ぶ覺へしはこれならんか
六樹園飯盛の狂文あつまなまりに四谷新宿の文あり
心の手の記事參考にもなれは寫す
かは所の四谷のほとり振袖のしんずくといふはおにすだく
所にてしひの葉に拍子とる飯盛女あまたあればかりそめの好
きうひ路に滿春のしげりすごして傾城に死ぬもありとなん
あら玉川の春の頃は常田寺の花の雪鐘は五時か天龍寺
と聞き耳たつる曉に若鮎の花の小唄ぶしも白丸三男
院のすみれや橋まん大久保のつゝじや咲きいでたらんと
酒惹ひ共の騒ぐ中にこれ見給へや某種屋のないらの

国立国会図書館　タイトル『続共古日録』 請求記号 860-35
ガラス使用

茎袖の梅とうたひ出でたるもすさまじげなりあるはいろかへぬ
揉を千駄ヶ谷の梅にたぐへ双ち草の契りを桃園の桃にしや
比ぶらん蓬の双風の十二さう海ながらをかむ大宗寺の
閣廣に誓ふ仲町もたのもしちはやぶる上町には帯をだに
せぬ客ありて横鉄巻のあふしんかと聲高うゐく
もあるらしげにやそれも戀これもこひにしていろてまろめし
馬の糞ふんと白ひのくさまくら張けいせいと人はいふともよく
淀橋のあつまなまりは文化十年七月の序文あれバ其頃の新宿
娼家の有様を記せるものなるが其中に上町まい帯だませぬ
客ありと今の追分辺を上者といひ至る下等なりし中といふ其
家寺門前左右まで下とは大木戸内を立てるといふ

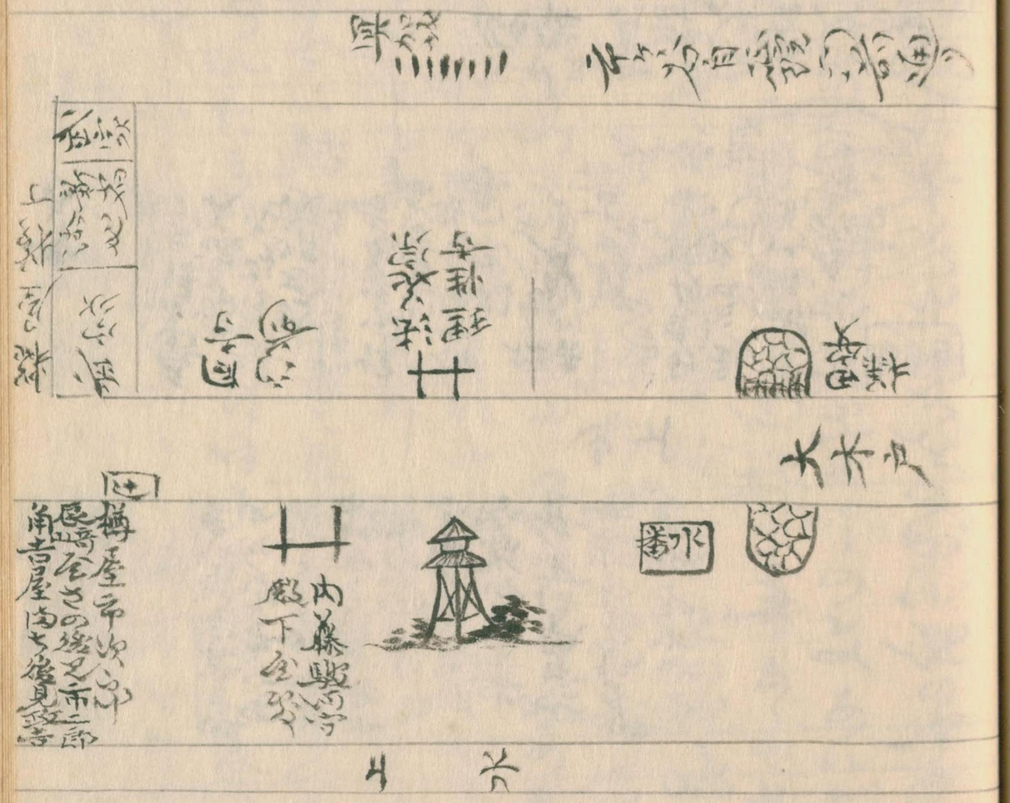

国立国会図書館　タイトル『続共古日録』 請求記号 860-35
ガラス使用

右山寺縁起
右山寺縁起

聖徳太子入滅の日

誠に知ぬ古佛の靈跡伽藍の旧墓ならんとて事をつゐに
東大寺にさきたちて當寺を建立し累世の勅願寺として
天長地久を祈たてまつる
右四寺地ならしの時に宝鐸を出し所地舊くより佛源靈祈なり
と言せしは無理ならぬことなれ如何まもと思はるゝ事なり
斑鳩古事便覧に太子入滅の日異同あるを示す
是太子遷代ノ日有異説日本紀舊事事略者二月廿癸巳
日御入滅云平氏選ノ傳曆ニモ二月廿日或説二月廿二日ト云
是廿二日義正説也其正當寺金堂某師ノ光銘又法起寺
塔ノ銘其外靈異記枝葉記曼陀羅繡帷皆以二十
二也委如玉林抄及通要抄
太子は用明天皇第二の皇子始古天皇三十年二月廿二日壽四十九歳

重詞の歌

抱一の重詞の幢をもて
丸のののの字のなりの似こもの人のさゝらの丸きのぞよる
手柄圓持のいちは重荊ゝ
志のめのほのぼのこるまるのののの字はいのちのぞるのの字れ
ゐ志似して
春のののの燈ののちののびのびとのびしのびるをつむの人
抱一のは十三字圓持のは十五字寺のは十三の字を重ねたり重
字は十五字より多くは重ねられぬことゝ思へり
斑鳩古事便覧に靈山法印が當寺寶物三和歌世首を
載す弘安元年十一月廿日の日泊あり聖徳太子の持なされ
ものを祈せし歌なり
拳内御舎利

斑鳩寺古事便覧抄出

ナソヲシキ手ニニキリマス世國ノ人ヲウキ世ニウカベ舎利ナハ

梵網經

写ス手ノカワラヌアトノ清キ網ハヤ拔レ救ヘ目ニハカヽリツ

經臺

後ノ世ハ法ノ臺ニ契リヲカンハチスノ上モヲナジ名ナレバ

麈尾

サヽケ持ツ其ノケタモノヽヲリ〳〵ニトキケン法ノ共ニコイシモ

法華經筥

玉クシケ二ツモ三ツモナキミノリ一ツ心ニイレテミルカナ

御同法經

寐リテモナヲウチヲカヌ思ヒコソカクトミノリノウエニミエケリ

小字法華經

ヒトヒラニヤマキヲコメテワツカナルツトメモ廣キ法ヲシレトヤ

法華經義疏御草本

鷲の山法のこころをいかにしてしるしそめけむいかるかの云

琉珀數珠

イクハクノスヽム心ハナケレドモ心ニクルコソタノミナリケレ

針筒

雲井よりくなす糸モテツラヌケルソノコト針ノカケヲサメ筒

簪

御法をはまたあけまきのほとなからはなのかんさしてかしこ

硯水入

電にたとへし筆の跡なれや雨をたゝへて水やつれけむ

宝物目録作は

石名取

わすれすは我君よみをなはせをとりのことしアワレヲヤナシ

双六調度

黒白ロノアラソヒキホフスコロクニヨシアシムニツノ道ヤツキケン

火取玉

ヘタテナキ迷ヒ悟リモシラ玉ノ火ヲモ水ヲモ取ルニミヨトヤ

夏衾

引かけて冷しかりけむユフベヨリイテコシ夏ノ衣ハ

御足跡

イカカセシ法リノユフヘニフミ付ケシアトカタモナクナリヌヘキ世ヲ

周代尺 下折る

サテハマタ佛ノ御世ヲカソフレハ手トセ二ツカアナタナリケリ

八臣氣

影トムルヤマウチキミニモノモウス其ノタ夢ハナニノユウヘソ

捷陀羅國納袈裟 沓冠折る旋頭歌

ケニウラムタヽカクナカラコノヨスクナク後ノ世ノウカルベキ身ノケナシカナシサ

唐本御影

カラ人ノ筆ヲトヽメテウツステノヨカケリワレヲメヅラカニ見ヨ

五綴御鉾

是字歳ノコト

イムコトノマヽニツヽリテサキノヨニイモヒヲウケシソノモノヤコレ

齋ノ字ナリ

御脇足

六世マテニ足レヲヲサヘテマサントハ誰レカ契リテタテマツリケン

御弓箭

ミチヒカハ久クル三トモカナ梓弓ヤヨリノカスニ我モハツレテ

尺八折る

シラヘニハ山ナル神モクタリツヽハヤ袖フリシ契リヲソキク

七星御太刀

秋ノ霜サヘタル上ニ夜ノ星ナヽノ光ヲナラヘテソミル

玉虫厨子

図スカノ一作みかき

スカノナス佛ノイマスカサリマテサソ玉虫ノ光リマスラン

御笏

良ヲナテ國ヲ治ムルマツリコト タヽシクセ笏(シヤク)クルシカリケン

多羅葉心經

ナニトシテ誰(トリナラシタル心)ナラシケニミルカラニアタラエノハニカケルミノリヲ

伏藏

苔ノサカエヲミレハウツミカククラ開クヘキ世ハ遥カナリ

以上三十首

日向鶉車

日向の鶉車のおもひ一ヶ所ならずぞ[illegible]
同ま久萬觀音の事云り鶉車と
見る大略下同の如きものこれを作る
必ずダラの木を以て作るとなり

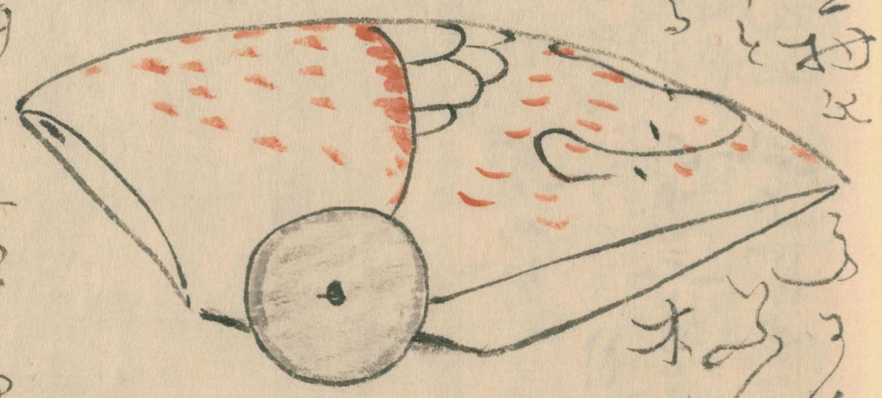

小乗倶舎宗
云七十五

小乗倶舎宗に一切法を七十五と立て攝して五類となすと

七十五の数これよりおこりしにあらざるか

管子曰一農不耕民或為之飢一女不織民或為之寒と

輕重甲第八十にあり

紀定丸が天保八年によみたる狂歌に

年早ふる神明市の生姜見せ代々のかゝるめと尋てぞ買ふ

芝神明の祭り九月初旬より廿日迄千木箱と生姜賣りの

見世多し片眼の者賣り居る生姜を買ふことゝす元来は

芽ゆゑ生姜をて沙迄生姜畑多くありしめえ芽の欠たるを出

とし賣り居りしを芽ゆゑ生姜といひて買求しより目かち

生姜と呼り来りしこれ生姜を漬置きて正月三ヶ日食せば

忽ち病ゝかゝらぬと俗信せり定丸の狂歌ハ此片眼者の見世

を尋て買求る俗習をこゝひしに

管子曰一農不耕民或為之飢

芝神明の生姜

四谷ひしや横丁と忍原横丁

四谷區愛住所曰忍、菱屋横丁といふ所也に縫工のひしや

某住居せしよりの名といへど年代不明なり忍原横丁ハ文

祿元年壬辰將軍放鷹の時幕下の士高木九藏手酒の者に給

し其後忍城々代手酒となり其代へ輪りしが寛永年中

再び所此へ帰り住せるより忍原と云へるなり

風俗文選に許六が旅の賦といふ文あり文中に

許六が旅賦のなかなと解

為道の賣物に鏡酒のなきあれば磨針峠の鏡をうは

ねば未来閻王の前にてからきめを見るといふ（スリハリ峠は近はにあり）

亦天に冷素麺を進むるは逢坂の茶屋饅頭のほかくと見

えたるは見付の茎なり卵子の茎ぬきは木曽の旅はな紙

は竹にはさみ銭の有板は筒をかけたり蒟蒻の田

楽は何もの、冷ひけぞ

ありかけに春の室村やうつの山
麿は峠の他所當れあるとも見へ面白逸地は蜂丸の歌ある故なるか
見付のまきの向ひだうとは古く遠ぬ見付の名ぬまと殊に名
うかりしハ京五鍛鍊とて一ツ三文の火まんだうを賣る見世あり
或ハ掛けるを好むまゝありて京西向ひだうを百をこツを食し
強る者ハ賞をもちたんといひし時甲州の者一口ニ六ツを口
にのれしが喉まつめへて死せしと傳へ最原六向ひだうの外に
ゞ向ひだうを賣るものをくあり一城に四ツ五ツを味よろしと云等
の店見付の者へ這うんとする上下の地は坂の上にあり現今ハ道路
人力鴻車の通行なる様に京都の坂を始せしめ見ぬの如く
ならぬ此等の上の地を臺といひしと見ぬ山崎闇秋の詩に
當面見来見付臺　臺邊繫馬立聚徊

太平有象松山邑　忠勝勇名俱壯哉
等まある臺と田地なり又鼻紙を一帖で別所にはさみて
見世先につるし殊人に賣り所しをいふ鍬の看板は筒を
掛たりとなれば雨暗の人をせし看板無通は鍬形まで大
きく作りたるが此処にいふ筒を掛るといふハ鍬を縮に通
したる形にて二ツの筒をふらさせしを見しことあり
これを立ることか
と思ふ

ありかけに春のみかんや宇都の山
村類ハ春迄樹につけて置かぬものなるが此類に賣り出せ
もいくらか樹にあるのを三月以後に金谷日坂辺よりうつの峠
へ至る山田にあるのを殊人に賣り所しをいふなるか
玉子の黄ぬうで玉子のことをひ中立場に賣り所しなり

国立国会図書館　タイトル『続共古日録』 請求記号 860-35
ガラス使用

佛道七部鳥ゝ「烹た雲生の雲のも一文に　野水」の句あり
[illegible]中の[illegible]のことなり
舟川の上馬鴛籠の情しばしば（かたし[illegible]の[illegible]の
手形にかゝりおのかゞ[illegible]は流なれど首だけの借城を納して
しばらく島をつゞものは島内金谷の賊なり[illegible]の[illegible]
[illegible]とこたへたるは大きなる両[illegible]天龍の中の[illegible]は馬
人足を宮にまどへ[illegible]人に股だけ入りて[illegible]を[illegible]かけて[illegible]
ち立るものは[illegible]はれ支度して[illegible]に[illegible]
[illegible]は[illegible]場の情なり
[illegible]天龍などの[illegible]場[illegible]人足の[illegible]
馬士鴛籠舁は輕重に日月をかくり[illegible]
木の下に賜りて[illegible]の都に到る[illegible]に[illegible]
[illegible]

△[illegible]を漂々飄々とすまして雲[illegible]の[illegible]を[illegible]

につかずけかけて出す馬士の[illegible]と[illegible]られ[illegible]
吸ひからは[illegible]の[illegible]には[illegible]錢は耳の穴に納め[illegible]は[illegible]
に結ぶ一と世の[illegible]も暮て世にある人々のことごく月日を
[illegible]の季と定めけるは世をやすうおくる人にも似たり
お女もおかはり顔や年の[illegible]
流浪雲泊の上にこそ寝れなる例も多けれ[illegible]には[illegible]を
[illegible]同し所に二[illegible]はとめず
[illegible]中巡礼[illegible]の[illegible]例れ[illegible]とせしものは「犬走の[illegible]中にこめて
年の[illegible]の[illegible]をふれにしるされて[illegible]國の[illegible]人と[illegible]
名もしらずなり行くなり」と「東海道の一すぢもしらぬ人の風雅
におほつかなしといはれし翁の聲耳の底にとゞまる」と[illegible]
[illegible]は[illegible]に[illegible]なり

一九が巫山の夢目論に使用せし桃勾

許六は此時長城の武士見百仲宮羽官森川氏なり
五老井と云ふ別号菊阿佛といへり
一九作の通俗巫山夢に桃勾を題として作れる酒落本之
其書の初に記せるが
此書の大意は明和の頃の流行唄に　花洛の娼妓を吉
原のはりをもたせ長源衣裳をいふせて　大坂の揚屋を
遊る夢を見て驚いたといふ事ありしを擬せしと
文化は八文字屋自笑に敵ひ勇警を為として一騎士
か放逸の事流を基し童蒙をして不論の道に奔
らさらしめじと基しおもふ而已

一の巻　萬葉集にも朱雀所の柳とあり所がらのけしきを
たひらのこは西の禿にならひけり　其角

蝶の飛ぶはかり那中の日影の形
さかつきる泥なおとしそ　もとつはめ
二の巻　さほ姫のうちかけすかたはなの花
美いとき焙てたるかねの花さかな
大雲の果見て戻れぬくめ鳥
三の巻　玉笠にあらぬ一夜のおとりかな
つまくらやる影たえぬ　那古邑
見せたしな始皇に雪のしは傘
四の巻　朝貌にうすきゆかりの木様かな
しらぬ火に陽炎見ゆるひる間かな
酒くさき人まからまる胡蝶の形
五の巻　小袖見せて傍にほへ　ものの妻

其角
秋風
羅人
其角
文母
風秋
其村
成山
荒雪
其角

○風来之が放屁論中の文とそれに就て

秋風のこころうこきぬ縄すたれ　荒雪
とはやす女は聲若しなつ久歌
以上一ぬが説の題に用ひし句なるが而白き趣向ゆへ活す
風来之の放屁論中、
蓋若し濕つてとりはつせは武士は腹をゆる強取とす
假へ聞く西川にて何とかいふ女客の前までとりはづ
せしが其座に当京町の李堂娘所已なんと居合て
笑ひけるに彼女思ひ兼ね一間へ入て自害せんとするを傍
輩の女が見付て様々諫むれども一座がかの通り者なれば
悪口にいひふらされ世上の俗に成るなれとどうも活ては
居られぬとのせりふ彼之も間を盡し此こと決して
いふましとひたすらになたむれども　イヤ今こそ左様に

うけかひ給へ跡までいひ給はんは少定活きて取をさらんより
死なせたひとかうこどるとまるし風色ありされはすべき
様なく所事口外せましき由正文を書いて斬く自害
をとめしとかやもかしきことの始なれと女が自害と
覚悟せしは情を高ぶ身の上にて取をしてて命を
捨てんといひ又いき道の通り者も側隠の心よりおほつけ
なくも正文書いて人の原を叩しは又艶しき事なら
ずや
風来之人の放屁論の如きものとこはぐ云へ物のこは世人を
屁とも思はざる好文彼れならばぐ物ある態をかくもとらへ
て面白ものかしく其中に所々女郎を没けて取をそらべき
を活せしなど後の若衆様の嫌の若道を没けし如く世の愛

其中のいろいろ君の中両ひとしとも

因に云ふ風来山人ハ平賀源内名ハ国倫字子彝鳩渓と號し讃岐の人天竺浪人風来森羅萬象紙鳶堂悟道外等の別号あり安永八年没す現に天然か不自然か不明なり非常なる文才ありし人にて戯曲の神霊矢口の渡なと世にいふる源内の著書は

物類品隲　浄貞五百図　火浣布説　火浣布略説
神農本草図　神農本草倭名考　本草比肩　食物本草
四季名物正名　日本物産譜　天文大草紙　金毘羅利生記
ハヽ新語　当世さとり説正続　仙術金の名本　盧実山師の辯
当世野暮之譜　根南志草　風流志道軒　秘術
長枕褥合戦　工夫

其中にもあるとほりはとかく男女の間に隠れざることもあるものなり

蜀山の高田五夜月見会の狂歌

ふは免かれぬことを見る古人は浮世物語理勢物語のふく現代にもとづく二三の人も此の點に於ては同一の感なきを得ず

蜀山人の四方のあかに月見説ありこは高田馬場の信濃屋にて茶亭ちかき翠の葉月の十三より十七日まていつも月夜に茶のめし大旋餞賀るを始めけるとの文あり月の説の終り先の狂歌あり

八月十三夜の月を見侍りて
諸も来ぬこよひの月をながむれば秋の最中もたしかあるって
朱楽菅江

十四夜高田の茶屋にて
月をめづる夜の積りもながき茶屋の箒も遂に高田のばゞとなるらん
桐場高保

十五夜月
ぎんまはし秋のまなかへうつ針の照りとほりたるまんまるな月
春日部錦江

十六夜月
四方赤良

国立国会図書館　タイトル『続共古日録』　請求記号 860-35
ガラス使用

860
35

5662

ゆふ霧のまよひもいまだ霧れやらでおどし篇のいさよひの月

十七夜月　　お来秋　茶作

かしらや月のかゝみをかねきて梅もたちまちあきの雨もり

高田五夜月といふことを　　白鯉館卯雲

岡ゑ夜中秋月の夜いつゝざしすに焦げたはくもりなりけり

あかす見ん秋の夜夜にむさしのの名だかひ月はそらにすめ　　演辺　[illegible]人

高にふし侍りて高田の月のまとゐに行かさりければ

唐衣橘州

雨ならぬくすりを飲みて見る月はくもよりもうき風のかみかな

観月の會は古人ゝあれど五夜月を賞せし會は蜀ふの劍られしこ

續共古日録九

月六十三

国立国会図書館　タイトル『続共古日録』　請求記号 860-35
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『続共古日録』　請求記号 860-35
ガラス使用